

令和2年度つるぎ町教育委員会の事務に関する

点 検 評 価

令和3年3月
つるぎ町教育委員会

目 次

I	つるぎ町教育委員会の事務に関する点検評価について	1
1.	教育委員会が実施する各種取り組みの点検・評価	2
2.	点検・評価の方針	3
3.	公開の方法	3
II	教育委員会の活動状況	4
1.	教育委員会という組織	5
2.	教育委員会の活動状況	6
III	教育委員会における事務の管理・嗜好状況の点検及び評価	9
1.	つるぎ町の教育方針	10
	令和2年度事務事業評価	12
1.	子ども・子育て支援の充実	12
2.	学校教育課の充実	16
3.	生涯学習課学習の推進	40
4.	地域文化の振興と推進	48

I つるぎ町教育委員会の事務に関する点検評価について

1. 教育委員会が実施する各種取り組みの点検・評価

つるぎ町教育委員会は、「優しさ、たくましさを身につけ、生涯にわたる学びを実現する教育の創造～郷土に誇りをもち、次代を切り拓く人材の育成～」を基本理念として、つるぎ町ならではの教育の振興に取り組んでいます。

これらの各種取り組みについて、平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）の一部が改訂され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、点検・評価を行い報告書にまとめ議会に提出するとともに公表することが規定されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会等は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 点検・評価の方針

○趣旨

(1)つるぎ町教育委員会は、つるぎ町教育振興計画（令和2年3月策定）に基づく具体的施策や重点事業等の実施状況について点検及び評価を行い、課題や今後の改善方策を明らかにするとともに効率的かつ効果的な教育行政の推進を図ります。

(2)点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することにより、町民に対する説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進します。

○実施方法

(1)つるぎ町のつるぎ町教育振興計画（平成27年3月策定）に基づく、具体的な施策や重点事業等を対象として点検及び評価を実施します。

(2)施策及び事業の総括を行うとともに、課題や改善策等を明確にします。

(3)毎年1回実施します。

(4)外部有識者の意見を聴取したうえで教育委員会がとりまとめます。

(5)教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成し、町議会に提出するとともに町民に公表します。

(6)文章はできるだけ簡潔にわかりやすく表現します。

○対象事業

(1)教育委員会が直接に関与している事業あるいは活動している事業を「教育委員会の活動状況」とします。

(2)教育委員会が管理・執行している事務事業・教育長に委任している事務を「教育委員会における事務の管理・執行状況」とします。

○点検・評価の方法

(1)教育委員会による点検・評価

対象となる事業の実施状況、成果、課題等をまとめ自己評価します。

(2)外部による点検評価

「教育委員会における事務の管理・執行状況」について客観性を確保するため、つるぎ町総合計画評価委員会において評価します。

(3)評価基準

評価基準は、次のとおりとします。

評価基準	評価
A：拡充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要。
B：継続	一定の事業水準にあり、今後もさらなる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持。
C：見直し	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の見直しが必要。
D：廃止	事業を廃止（または休止）する。
E：完了	事業が完了している。

3. 公開の方法

(1)議会への提出

議会への報告書の提出は、原則6月の定例会議（報告）にて行います。

(2)町民への公表

議会への報告が終了後、町ホームページにて公開します。

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1. 教育委員会という組織

(1)制度

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が施行されました。この法律では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長（町長）との連携を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的としています。

この教育委員会制度は、教育長及び 4 人の委員から構成される教育委員会の委員の合議により、基本方針を策定し、それを教育長が事務局を指揮監督して執行するという制度のもと運営されています。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表し（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）、任期は 3 年となっています。また、他の教育委員の任期は、4 年となっています。

つるぎ町教育委員会名簿

平成29年3月30日現在

職名	氏名	委員就任年月日	任期満了年月日	教育長等就任年月日	備考(当初就任年月日)
教育長	横野健史	平成27年4月8日	平成30年4月7日	平成27年4月8日	平成23年4月8日
教育長職務代理者	大中哲文	平成28年4月28日	平成32年4月27日	平成29年4月28日	平成24年4月28日
委員	北室さつき	平成30年4月28日	平成34年4月27日		
委員	矢野太一	平成27年4月28日	平成31年4月27日		
委員	橘 紀子	平成29年4月28日	平成33年4月27日		

(2)業務

教育委員会の業務としては、次のものがあげられます。

- ・学校など教育機関の設置、管理及び廃止に関する事
- ・教育財産の管理に関する事
- ・教育委員会や学校など教育機関の職員の任免、その他の人事に関する事
- ・学級編成、教育課程、学習指導、生徒指導に関する事
- ・教育関係職員及び児童生徒等の保健・安全・福利厚生に関する事
- ・学校給食に関する事
- ・教育に関する調査・統計、教育相談、広報に関する事
- ・生涯学習の推進に関する事
- ・青少年健全育成に関する事
- ・生涯スポーツ・レクリエーションに関する事
- ・芸術・文化の振興に関する事、社会教育施設に関する事

2. 教育委員会の活動状況

(1)教育委員会定例会の開催状況

教育委員会会議は、原則毎月1回の定例会を開催しております。令和2年は8回の定例会を開催し、次の案件について報告及び承認をいただきました。

年	開催別	月日	付議事項
平成29年	第1回定例会	02/26	1 今年度末ならびに新年度初めの諸行事について 2 その他 ○学校教育課 ・幼稚園就園援助費の認定について ・平成28年度教育委員会表彰について ・平成29年度予算について ・平成28年度卒業式及び平成29年度入学式について ・平成28年度離任式及び平成29年度着任式について ・徳島県市町村教育委員会連絡協議会の開催について ○生涯学習課 ・平成29年度予算について ・部落差別解消の推進に関する法律の制定について ・人権ネットワークつるぎの発行について
	第2回定例会	03/21	1 新年度の諸行事について
	第3回定例会	04/27	1 つるぎ町教育委員の任命について 2 つるぎ町教育委員会教育長職務代理者の指名について 3 平成29年度総合教育会議の開催について 4 その他 ○学校教育課 ○生涯学習課
	第4回定例会	06/29	1. 平成29年度就学援助（要・準要保護児童生徒）の認定について 2. その他 ・貞光中学校屋内運動場天井改修工事について ・つるぎ町災害対策本部及び教育委員会緊急連絡網について ・町民プールの閉鎖にともなう水泳授業について説明（学校教育課） ・7月から8月イベントについて説明（生涯学習課）
	第5回定例会	07/27	1. 美馬地区義務教育諸学校教科用図書（道徳）の採択について 2. その他 ・学校訪問について 貞光中学校 ○学校教育課 ・特別支援教育就学奨励費について ・ステップアップテストの結果について ・各幼小中夏季休業中の行事予定および職員勤務区分 ○生涯学習課 ・みんなで愛蔵版を贈ろうプロジェクトについて ・つるぎ町文化フェスタについて

平成 29 年	第6回 定例会	9/13	1. 平成29年度小学校・中学校全国学力・学習状況調査結果について 2. その他 ・つるぎ町運動会への参加調整について ・平成29年度徳島県・市町村教育委員会教育研修会への参加について ○学校教育課 ・徳島県学力ステップアップテスト（秋）について ○生涯学習課 ・健康スポーツ大会の中止について
	教育研 修会	11/6	徳島県・市町村教育委員会教育研修会参加 横野教育長の事例発表
	学校訪 問	11/8	学校訪問 貞光中学校 貞光中学校屋内運動場耐震工事完成状況確認 貞光放課後子ども教室訪問
	第7回 定例会	12/14	1. 平成29年度就学援助（要・準要保護児童生徒）の追加認定について 2. その他 ○学校教育課 ・平成29年度つるぎ町教育支援委員会の答申について ○生涯学習課 ・生涯学習課の年末・年始の行事について ○その他 ・12月議会定例会での補正について（新給食センター第1期工事） ・弁護士事務所等のアドバイスについて ・次回の定例会について

(2)社会教育委員会

社会教育委員会は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者等で組織され、教育委員会が行う社会教育事業に対して計画の立案や調査研究を行うなどにより教育委員会に助言をする役割を果たしています。

平成29年度は、「つるぎ町スポーツ大会」開催について協議を行い、住民視点から開催の是非について助言を求めました。

年	開催別	月日	付議事項
平成 29 年 度	第1回 会議	07/03	1. つるぎ町スポーツ大会の開催について
	第2回 会議	08/03	1. つるぎ町スポーツ大会の開催について

(3)教育委員会会議以外の活動状況

総合教育会議を開催することにより、町長と教育委員会が公の場で教育政策について議論することができるようになりました。それにより、町長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能となりました。

また、つるぎ町議会での委員会等に出席し、事業及び予算の承認や報告事項等の説明を行いました。

年	開催別	月日	付議事項
平成 29 年度	第1回 町議会 定例会	02/27 ～ 03/10	1. 補正予算について 2. 令和2年度当初予算について 3. つるぎ町教育委員会委員の任命について（橘 紀子委員） 文教厚生常任委員会に出席
	総合教 育会議	05/25	1. 美馬西部学校給食センターについて 2. 小学校学習指導要領の改訂について 3. つるぎ町民プールについて
平成 29 年度	第2回 町議会 臨時会	04/27	1. 常任委員会及び議会運営委員会委員の選任について 2. 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の報告について
	第2回 町議会 定例会	06/05 ～ 06/16	1. 補正予算について 文教厚生常任委員会に出席
	第3回 町議会 定例会	09/04 ～ 09/15	1. 補正予算について 2. 平成28年度決算について 文教厚生常任委員会に出席
	第3回 町議会 臨時会	10/17	1. 平成28年度(繰越)つるぎ町立貞光中学校屋内運動場天井改修工事 請負契約の変更について 当初請負額：55,080千円→変更後請負額：59,050千円
	第4回 町議会 定例会	12/04 ～ 12/15	1. 補正予算について 文教厚生常任委員会に出席
	第5回 町議会 定例会	03/16	1. 補正予算について 2. 教育長及び教育委員の同意について 3. つるぎ町学校教育施設整備基金条例について

Ⅲ 教育委員会における事務の管理・執行状況の点検及び評価

1. つるぎ町の教育方針

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されました。これに基づき、町長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、教育委員会と協議調整のうえ、その目標や施策の方針となる教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。

この教育大綱は、町の教育の基本理念、施策を進めていくうえでの基本計画とで構成されており、令和2年度から7年度までの5年間の事業推進について計画を定めています。

(1)つるぎ町教育振興計画（大綱）の概要

【つるぎ町教育の基本理念】

生涯にわたる学びを実現し、町民一人一人の豊かな人生を創造する

つるぎ町における少子高齢化の進行は急速であり、核家族化や少子化により、家庭や地域に於いて交流する機会。異年齢の世代と触れあう機会が少なくなっています。このような状況の中で、子育ての悩みを抱える保護者が増えています。学校・家庭・地域等それぞれが緊密な連携をとり、地域全体で子どもたちの成長を見守ることが大切です。

【基本計画】

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、つるぎ町らしい教育の創造に向け、学校教育の充実、教育環境の整備充実、青少年の健全育成と、子どもから高齢者まであらゆる世代が学べる、総合的な学習環境づくりをめざします。

また、住民主体の芸術、文化、スポーツ活動、国際交流活動等を支援・促進していくとともに、伝統文化・地域資源をはじめ、有形・無形の貴重な歴史的文化遺産の保存と活用に努めます。

第2期 つるぎ町教育振興計画(大綱)体系図



【基本目標】

- 1 子どものすこやかな育成を実現し広い視野をもち地域とともにある教育の推進
- 2 生きる力を学び、健康で心豊かに暮らせる生涯学習の推進

□ 施策の基本的な方向

- 1 子ども・子育て支援の充実
 - (1) 幼児教育の充実
 - (2) 幼稚園就園支援の推進
 - (3) 幼稚園・小学校の放課後支援の推進
- 2 学校教育の充実
 - (1) 確かな学力の育成
 - (2) 豊かな心と健やかな身体の育成
 - (3) 特別支援教育の充実
 - (4) 未来をつくる教育の推進
 - (5) 安全教育・防災教育の推進
 - (6) グローバル化に対応した教育の推進
 - (7) 情報教育(ICT活用能力の育成)の推進
 - (8) 教職員の資質向上
 - (9) 学校の教育環境の充実
- 3 生涯学習の推進
 - (1) 青少年の健全育成の推進
 - (2) 生涯学習活動の充実
 - (3) 人権教育の推進
 - (4) 環境教育の推進
 - (5) スポーツ施設の整備・有効活用の促進
 - (6) 各種スポーツ団体の活動推進
 - (7) スポーツ活動の普及促進
- 4 地域・伝統文化の振興と推進
 - (1) 地域文化の継承と振興
 - (2) 文化財の保護と活用の促進
 - (3) 芸術・文化活動の充実

□ 計画の推進に向けて

- 1 町民の参画・協働による計画の推進
- 2 計画の推進と反省
- 3 町民への啓発

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 1. 子ども・子育て支援の充
実

基本区分： (1) 幼児教育の充実

実施区分： ② 幼稚園の教育環境の整備

幼稚園教育要領の趣旨に沿い、幼児一人一人の特性に応じた教育を推進するため、幼稚園の水準の向上を図り、自己点検・自己評価の実施に努めるとともに、1学級の園児数や教職員の配置について見直しや改善を図っていきます。今後も保育所とも密に連携し、保育所からの継続的な支援に取り組んでいきます。

事業名：幼稚園施設管理

事業の目的	目的	幼児が安全で快適な環境の中で学ぶことができるよう、幼稚園施設の改良と補修を実施し適切な維持管理を行う。			
	目標	幼稚園施設の維持管理を適切に行うことにより、施設の長寿命化と園児の学習環境を充実させる。			
事業の成果	状況	令和2年度は、次の整備を実施した。 ・半田幼稚園 半円窓のワイヤー修繕 110千円 職員室エアコン修理 17千円 浄化槽ブロアー修繕 29千円 ・貞光幼稚園 教室エアコン入れ替え(2台) 1,094千円 トイレパーテーション修繕 3千円			
	成果	・幼稚園からの要望に添い施設の修繕・改修を行った結果、学習環境を充実させることができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：幼稚園学習備品等購入

事業の目的	目的	教育上必要な備品の整備を行い、学習環境の充実を図る。			
	目標	幼稚園の備品を計画的に整備することで、園児の学習環境を充実させる。			
事業の成果	状況	令和2年度の購入なし。			
	成果	・幼稚園からの要望に添い備品の整備を行った結果、学習環境を充実させることができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C:見直し	総合評価	C:見直し

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 1. 子ども・子育て支援の充
実

基本区分： (1) 幼児教育の充実

実施区分： ③ 幼稚園教員の資質及び
専門性の向上

幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園教育においては幼児を取り巻く教育環境の根幹をなす教員の役割は特に大きいといわれます。幼稚園教育が社会の期待に応えるために、教員は常に教育内容・方法の改善に心がけ、総合的指導力、保育構想力と実践力、他教員との協働性、特別な支援を要する幼児への対応力、保育所、小学校との連携推進力、保護者や地域との連携推進力、人権感覚等について自らの資質向上をめざし続ける必要があります。教員の専門性を高めるため、校内外での研修の充実を図りながら、社会環境の急速かつ大きな変化に対応した幼児教育の多様な展開に努めます。

事業名：幼稚園教育研究会補助金

事業の目的	目的	幼稚園教育の目的に即して、つるぎ町幼稚園の連絡連携を図り、幼稚園教育に関する諸問題の研究調査と振興方策を協議し、つるぎ町幼稚園教育の充実に期する事を目的とする。		
	目標	幼児をとりまく教育環境の課題について協議・検討・研修を行う。		
事業の成果	状況	・ 幼稚園教員の資質と専門性の向上のため、夏季研修会、幼稚園教育研修会、園長会等を開催し、課題と対策について研修、協議した。		
	成果	各研修会を通して、幼稚園教育の充実に向けての学習に取り組むとともに課題に対して速やかに対応することができた。		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B：継続	総合評価 B：継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 1. 子ども・子育て支援の充実

基本区分： (3) 幼稚園・小学校の放課後支援の推進

実施区分： ② 幼稚園型一時あずかり事業

本町の幼稚園では、平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」のスタートを機に、14時まで教育が行われ、降園後や長期休暇期間等に、保護者が就労や妊娠・出産、疾病等により保育が困難な家庭に対して、幼稚園型一時預かり事業を実施しています。利用料は無料で、おやつ等の実費のみの負担としています。家庭的な雰囲気の中で絵本を読んだり、日々の遊びを通じて、幼児の健やかな成長を目指し、子育て支援に努めています。

事業名：つるぎ町未来塾（貞光教室・半田教室）

事業の目的	目的	学習支援を、教員OBなど地域住民の協力により学習支援を実施する。学習機会の提供を行うことにより基礎学力の定着と向上をはかり、ひいては貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指す。つるぎ町は、中学生を対象に開講しており、受講料は無料としている。本補助事業は、学校教育現場における教職員の業務負担軽減の一環として実施するもので			
	目標	学校の授業のみでなく「未来塾」で補充学習をすることによって家庭学習にありがちな「できない」、「やらない」という問題の解消を図る。未来塾での学習や学習報告を参考に家庭学習を行い、学習習慣の確立と学力の向上を図る。			
事業の成果	状況	学校行事のない土曜日に家庭学習の支援として、英語・数学・国語の3教科を指導する地域未来塾を開校した。 ・開校回数33回 ・申込者 半田中学校24名、貞光中学校56名			
	成果	・未来塾に参加する生徒には、学習状況を2ヶ月ごとに保護者に報告していることにより未来塾に対する家庭の関心が高まると共に家庭での学習意欲の向上につながっている。 ・学習に真剣に取り組もうとする態度が浸透し、学習環境が向上している。 放課後児童クラブ（げんきっこクラブ）との連携によりスムーズな教室運営ができた。			
補助対象事業及び財源	地域と学校の連携・協働強化事業文部科学省(2：国県補助)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：つるぎ町放課後子ども教室（貞光教室・半田教室・太田教室）

事業の目的	目的	つるぎ町のすべての子どもが安心できる居場所として、地域力を活用し放課後や週末等に子どもの集団形成を意識した体験学習や伝統文化の学習・基礎学習を実施する。			
	目標	・放課後や週末等に、すべての子どもの安全・安心な活動拠点として放課後子ども教室を実行する。 ・子どもたちの自主性・社会性・創造性をはぐくむとともに児童の健全育成を図り、文化的教養を高め、学力・体力の向上を図る。			
事業の成果	状況	・放課後子ども教室活動プログラムとして5教室を提供して、月に平均6回の教室を開催。 【活動教室】 ・日本舞踊教室 月2回 教育活動推進員3名 参加児童18名（貞光7名、半田11名） ・英語教室 月2回 教育活動推進員3名 参加児童46名（貞光21名、半田21名、太田4） ・英会話教室 月1回 教育活動推進員3名 参加児童42名（貞光15名、半田24名、太田3名） ・将棋教室 月1回 教育活動推進員2名 参加児童25名（貞光12名、半田13名） ・テニス教室 月1回 教育活動推進員3名 参加児童58名（貞光27名、半田31名）			
	成果	・児童の自主性・社会性・創造性をはぐくむことができた。 ・放課後児童クラブ（げんきっこクラブ）との連携によりスムーズな教室運営ができた。			
補助対象事業及び財源	地域と学校の連携・協働強化事業文部科学省(2：国県補助)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：放課後児童クラブ「げんきっこクラブ」

事業の目的	目的	保護者が就労等により昼間家庭において養育を受けられない、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する。（児童福祉法第6条の2第2項に規定）			
	目標	開所日数を確保し、保護者が安心して働ける環境をつくとともに児童の健全育成支援を行う。学童保育の充実をはかり、子どもたちを育てやすい環境を整備する。			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貞光げんきっこクラブ95人、半田げんきっこクラブ36人の計131人（5月1日現在）の児童が放課後に集まり遊びや宿題などの活動を行った。 ・ 本事業は、夏休みなどの長期休暇や土曜日も開所し、原則250日以上の開所を目指す。 ・ つるぎ町は利用料を徴収せず無料としている。 令和3年度は、貞光げんきっこ104人、半田げんきっこ53人、計157人となる予定。			
	成果	新型コロナウイルス感染症のため学校が長期休業した際も開所し、利用が必要な家庭の子供たちを預かった。また、土曜日や夏休み等も開所し、令和2年度は287日の稼働であった。これにより、保護者の就労支援と子育て支援、また子どもたちの学習環境や生活環境の充実に寄与した。夏休みは、試行として給食も提供するなど保護者に寄り添った運営を行うことにより、アンケートにおいてもクラブに対する高い評価を得ている。			
補助対象事業及び財源	放課後児童健全育成事業厚生労働省（2：国県補助）	自己評価	A：拡充	総合評価	A：拡充

事業名：幼稚園型一時預かり事業

事業の目的	目的	家庭での保育が一時的に困難となった幼稚園児に対し、主として昼間に幼稚園において一時的に預かり、必要な保護を行う。			
	目標	幼稚園で一時預かりを行うことで保護者の負担を軽減するとともに、園児を危険な状況から遠ざけることで園児の福祉の向上を図る。事業内容の充実をはかり保護者の働きやすい環境と子育てにかかる負担を軽減する。			
事業の成果	状況	つるぎ町立半田幼稚園及び貞光幼稚園において、降園後や土曜日、さらに長期休園日に保護者が就労や親族の常時看護、介護のため、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園児を幼稚園で一時的に預かっている。 平日：14:00～18:00 平成29年度実績 施設当たり年間利用者数 ・ 半田幼稚園 5,348人 ・ 貞光幼稚園 8,463人 合計：13,811人 平成30年度実績 施設当たり年間利用者数 ・ 半田幼稚園 5,752人 ・ 貞光幼稚園 6,710人 合計：12,462人 令和元年度実績 施設当たり年間利用者数 ・ 半田幼稚園 7,856人 ・ 貞光幼稚園 7,518人 合計：15,374人 令和2年度実績（見込） 施設当たり年間利用者数 ・ 半田幼稚園 7,139人 ・ 貞光幼稚園 7,538人 合計：14,677人			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を行うことで、幼稚園児保護者は安心して、就労や親族の介護等に務めることができた。 ・ 教育時間終了後や長期休業日に園児が1人で放置されることがなくなり、園児を事故や体調の急変といった危険性から守ることができた。 			
補助対象事業及び財源	一時預かり事業（幼稚園）内閣府（2：国県補助）	自己評価	B：継続	総合評価	B：継続

事業名：幼稚園型一時預かり事業備品購入

事業の目的	目的	預かり保育事業をすすめるために必要な備品の整備を行い、一時預かり保育の充実を図る。			
	目標	幼稚園型一時預かり事業に必要な備品を購入し、事業の充実を目指す。			
事業の成果	状況	令和2年度一時預かり事業の充実のため、次の備品を購入した。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 半田幼稚園一時預かり事業教材備品 55千円（コンパクトデジカメ、CDラジカセ） ▪ 貞光幼稚園一時預かり事業教材備品 46千円（アルミフェンス） 			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 幼稚園からの要望に添い備品の整備を行った結果、安心して一時預かりできる環境を充実させることができた。 			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続 共働き家庭だけが対象となると勘違いしている人もいる。さらに周知すること。

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (1) 確かな学力の育成

実施区分： ①基礎・基本の定着と活
用力の育成

基礎・基本の定着を図り、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」等を確実に育てるため、ティームティーチング(TT)(※1)や習熟の程度に応じた指導を進めるなどわかりやすい授業を行うとともに、子ども一人一人が主体的に学習に取り組もうとする態度を養い、「確かな学力」と「思考力」の育成を図っていきます。また、児童・生徒の学力・学習状況を把握するための「全国学力・学習状況調査や徳島県ステップアップテスト」を継続的に実施し、効果的な学習を進めるための参考にしていきたくと考えます。

事業名：つるぎ町就学援助事業（小学校）

事業の目的	目的	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を交付することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。			
	目標	小学校在籍児童生徒の保護者に、就学援助費制度の周知を図る			
事業の成果	状況	【就学援助費受給認定者数】 要保護児童生徒数 H29:5人 H30:9人 R1:7人 R2:8人 準要保護児童生徒数 H29:33人 H30:32人 R1:26人 R2:25人 要保護年度途中認定者 H29:2人 H30:2人 R1:0人 R2:0人 準要保護年度途中認定者 H29:3人 H30:2人 R1:0人 R2:0人 準要保護年度途中辞退者 H29:1人 H30:2人 R1:0人 R2:0人 合計 H29:44人 H30:47人 R1:33人 R2:32人（全児童に対する支給率13%）			
	成果	年度当初にお知らせ及び申請手続きを行うことにより、小中学校在籍児童生徒の世帯全部に就学援助費制度の周知をすることができた。それにより、援助を必要とする家庭や児童に適切な対応が可能となった。また、学校においても家庭状況の変化の把握に努め、随時の支援対応を行っている。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：つるぎ町就学援助事業（中学校）

事業の目的	目的	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を交付することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。			
	目標	中学校在籍児童生徒の保護者に、就学援助費制度の周知を図る			
事業の成果	状況	【就学援助費受給認定者数】 要保護児童生徒数 H29:4人 H30:2人 R1:5人 R2:6人 準要保護児童生徒数 H29:23人 H30:27人 R1:22人 R2:15人 要保護年度途中認定者 H29:1人 H30:1人 R1:0人 R2:0人 準要保護年度途中認定者 H29:0人 H30:0人 R1:0人 R2:0人 準要保護年度途中辞退者 H29:0人 H30:1人 R1:0人 R2:0人 合計 H29:28人 H30:31人 R1:27人（全児童に対する支給率13%）			
	成果	年度当初にお知らせ及び申請手続きを行うことにより、小中学校在籍児童生徒の世帯全部に就学援助費制度の周知をすることができた。それにより、援助を必要とする家庭や児童に適切な対応が可能となった。また、学校においても家庭状況の変化の把握に努め、随時の支援対応を行っている。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：全国学力・学習状況調査

事業の目的	目的	小中学生の学力や学習状況を把握するために、平成19年度から文部科学省が実施する調査。			
	目標	つるぎ町内の小学6年生と中学3年生の学力及び生活実態等を調査する。			
事業の成果	状況	平成19年度から実施され、小学6年生と中学3年生を対象に、毎年4月に行われる。国語、算数、理科の学力テストと生活習慣・学習環境に関するアンケートも実施される。 【調査対象者数】 平成29年度 小学6年生：64名、中学3年生：62名 平成30年度 小学6年生：52名、中学3年生：72名 令和元年度 小学6年生：45名、中学3年生：65名 令和2年度 小学6年生：30名、中学生：62名			
	成果	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国一斉に中止された。			
補助対象事業及び財源	文部科学省()	自己評価	評価対象外	総合評価	評価対象外

事業名：ステップアップテスト

事業の目的	目的	徳島県下の小学校4・5年生と中学校1・2年生全員が、国語・算数（数学）の2教科について試験を行い、「基礎的・基本的な知識・技能」や「問題解決のために必要な思考力・判断力・表現力等」についての学力の到達度を測る。			
	目標	「基礎的・基本的な知識・技能」や「問題解決のために必要な思考力・判断力・表現力等」についての学力の到達度を測る。			
事業の成果	状況	平成21年度から春と秋の2回、「徳島県学カステップアップテスト」を実施。 平成29年度対象者 小学校4年生：43人、小学校5年生：48人、中学校1年生：64人、中学校2年生：72人 平成30年度対象者 小学校4年生：29人、小学校5年生：44人、中学校1年生：60人、中学校2年生：65人 令和元年度対象者 小学校4年生：52人、小学校5年生：30人、中学校1年生：52人、中学校2年生：61人 令和2年度対象者 小学4年生：41人、小学5年生：50人、中学1年生：47人、中学2年生：52人			
	成果	新型コロナウイルス感染症対策として、県全体で中止とした。			
補助対象事業及び財源	徳島県()	自己評価	評価対象外	総合評価	評価対象外

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (1) 確かな学力の育成

実施区分： ②つるぎ町保幼小中一貫教育の推進

保育所、幼稚園、小学校そして中学校のスムーズな接続と、連携による学力向上の推進及び過疎化・少子化に伴う、将来に向けた保幼小中一貫校の可能性を含めた研究を進めるため、「つるぎ町保幼小中一貫教育」が推進されてきました。今後も発達や学びの連続性の観点を含め円滑な接続ができるよう、保・幼・小・中での共通理解が図れるように計画的な研修を続けていきたいと考えます。

事業名：つるぎ町一貫教育研究会

事業の目的	目的	初等教育（小学校）と前期中等教育（中学校）に加え幼稚園と保育所との一貫性を持たせた体系的な学校制度を確立する。このことにより、さまざまな教育諸問題に対し連携・協力して切れ目なく問題を解決することを目的とする。			
	目標	一貫教育研究会の主題として「保育所・幼稚園・小中学校の連携による、心豊かにたくましく生きる子どもの育成」を掲げ、重点的取り組みとして「人の話を聞ける子どもを育てる」、「自分や友達を大切にできる子どもを育てる」、「望ましい食習慣・運動習慣を身につけさせる」ことを目標に活動を実施。			
事業の成果	状況	つるぎ町一貫教育研究会を貞光地区3回、半田地区3回の計6回開催。 保育所と幼稚園の交流保育を実施また、幼稚園どうしの交流保育を実施。 幼稚園と小学校の交流事業として、交流七夕や夏遊びイベントを実施。 小中学校との新入生情報交換、文化祭や防災訓練を通じて交流、さらに中学生の職場体験やふれあい体験学習では保育所から中学生までが交流した。 貞光地区では幼小運動会、半田地区では幼小中の運動会を開催し交流を図った。 合同研究会として、8月27日にし阿波の傾斜地農耕システム体験を行った。			
	成果	保育所から中学校にいたるまでの教育課題に対して、幼児、児童、生徒の交流を行うことによりスムーズな対応が可能となった。 また、統一のテーマを掲げ、保育所から幼稚園が対応することにより一貫した指導が可能となった。 小学校から導入される英語教育について、中学校との連携について対応が可能となった。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (1) 豊かな心と健やかな身体の育成

実施区分： ①道徳教育の充実

道徳の教科化や「わたしたちの道徳」の活用推進により、児童・生徒自身が生命を大切にすることや善悪の判断、規範意識等の道徳性を身につけるための方法についての検討がされています。道徳教育によって自尊感情や児童・生徒の道徳性を高め、「命」の大切さや「多様性」への理解を深めたり日常生活における道徳的実践が確かなものとなるよう、学校教育活動全体での取組を進めるとともに、各学校の実態に合わせた指導の工夫を促していきます。

事業名：学校社会福祉事業負担金(小学校)

事業の目的	目的	草花の栽培活動・環境美化活動・地域人権啓発活動を通して、子ども、保護者、職員、地域の方々等全ての人に故郷つるぎ町を愛する豊かな心情を育てる。			
	目標	つるぎ町の一員として、つるぎ町を愛する気持ちを育てる。			
事業の成果	状況	・花の栽培、・地域の清掃、・リサイクル、地域との交流、人権に関する後援会等の事業を実施した。 【令和2年度】 半田小学校9万円、貞光小学校9万円、太田小学校6万円			
	成果	児童が福祉や環境への関心を高め、将来社会の一員として生きていくための諸活動や体験が行えた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C：見直しC:見直し	総合評価	C:見直し

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (1)豊かな心と健やかな
身体の育成

実施区分： ③いじめ不登校対策

本町におけるいじめの根絶に向けて、町、学校、家庭、地域住民、その他関係者の連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして、いじめ防止対策推進法に基づいた「つるぎ町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に取り組みます。また、現在各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止・根絶に向けた取り組みを進めるとともに、不登校については、問題解決に時間がかかるケースも見られるため、児童・生徒一人一人に応じた適切な支援がなされるよう、スクールカウンセラー等の専門家を活用した取り組みも進めています。

事業名：スクールソーシャルワーカー導入事業

事業の目的	目的	児童・生徒を取り巻く環境に注目して問題の解決を図る専門家としてスクールソーシャルワーカーを配置する。			
	目標	いじめや登校拒否など小中学校が抱える課題に対して、専門的な立場から相談、助言、援助活動を行う。			
事業の成果	状況	つるぎ町教育委員会にスクールソーシャルワーカーを置き、町内小中学校での相談活動、助言・援助活動を実施 設置日：隔週金曜日1名			
	成果	不登校の生徒に対して面談や助言を行った。 また、家庭に問題があると思われる児童生徒に対してのケース会議を複数回開催し、連携機関との共通理解をはかることができた。			
補助対象事業及び財源	スクールソーシャルワーカー活用事業徳島県教育委員会(2：国県補助)	自己評価	評価不能	総合評価	評価対象外

事業名：スクールカウンセラー導入事業

事業の目的	目的	児童・生徒・学生の不登校や、学内での種々の問題行動に対して専門的な心理学知識や心理援助知識により学校内の相談室を拠点として密度の濃い相談を行い改善を目指す。			
	目標	心理学的な問題に起因する症状を相談及び心理学療法により改善するのを手伝う。			
事業の成果	状況	つるぎ町内の中学校区に一人ずつ配置。毎週金曜日に中学校に派遣され、相談業務等を行う。			
	成果	小中学校の児童生徒、保護者に対する相談活動によって、安定した学校生活を送る上での精神的な支えになった。 また、支援を必要とする子どもを担当している教員の相談にのることで、担任の精神的な負担解消の一助となった。			
補助対象事業及び財源	スクールカウンセラー導入事業徳島県教育委員会(2：国県補助)	自己評価	評価不能	総合評価	評価対象外

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (1)豊かな心と健やかな
身体育成

実施区分： ④食育の推進

本町では、令和元年度より、つるぎ町学校給食センターでの学校給食提供がスタートしました。適切な栄養の摂取による健康の保持及び増進を図り、学校生活を豊かにするとともに、子どもたちの望ましい食習慣の形成や発達段階に応じた食育の大切さを学びます。また、食育の一環として、地域の農産物の収穫体験や収穫物を使った調理実習を通して地産地消を推進し、食に関する意識を高めていきます。また本町では、つるぎ町食育推進計画が策定されており、食育を総合的かつ計画的に推進するとともに、つるぎ町食育推進委員会が設置され、なお一層地域・家庭・学校と連携をとりながら、住民の食に関する意識の向上と健康な身体育成を図っていきます。

事業名：学校給食事業

事業の目的	目的	学校給食は、学校教育活動の一環として実施されるものであり、幼児・児童・生徒が身体的・精神的に大きく成長する大切な時期に栄養のバランスのとれた学校給食を提供することを通じて職教育の充実を目指す。			
	目標	保護者の負担を増やさずに、安全で安心して栄養バランスのとれた給食を提供する。			
事業の成果	状況	令和元年9月からつるぎ町単独の共同調理場を利用し学校給食を幼少中学校に提供している。 【学校給食費】 学校給食費として保護者から食材費等を徴収し給食を提供するための費用にあてている。児童生徒（先生等を含む）：642食 幼稚園：4,300円 月、小学校4,600円 月、中学校4,900円 月、先生等：5,000円 月 【給食センター管理費】学校給食センターを運営するための人件費や光熱水費、消耗品等の費用 115,981千円 夏季休業中の放課後児童クラブに、試行として給食を提供した。			
	成果	最新の衛生管理を施した施設と調理器具を導入し、安全でおいしい給食を提供できた。 放課後児童クラブへの給食提供は1週間程度であったが、保護者の評判もよく今後も続ける方向で検討する。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (1)豊かな心と健やかな
身体の育成

実施区分： ⑤健康・体力の向上

児童・生徒が生涯にわたって積極的に運動に親しみ、自ら健康を管理・改善していく能力を身につけられるよう、学校の教育活動全体を通じて体育・健康に関する指導を充実します。体育の授業の中では全国体力テストの結果等も参考にしながら、積極的に運動に親しむ資質や能力・体力の向上や健康の保持増進のための実践力を育成していきます。また運動部活動においては、競技力の向上を図り運動の楽しさを味わうとともに、社会性や協調性の育成にも効果的なものとなるよう、家庭や地域、関係団体等との連携を図りながら、魅力ある部活動の環境づくりに取り組みます。

事業名：中学校体育連盟補助金

事業の目的	目的	美馬郡中学校生徒の健全な体育活動の普及発展を図るとともに、美馬郡中学校体育諸行事の開催を推進するため。			
	目標	美馬郡中学校生徒の健全な体育活動の普及発展を図るとともに、美馬郡中学校体育諸行事の開催を推進する。			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・美馬郡の中学校が運営する次の大会を開催、または参加した。 【令和2年度】 郡夏期総合体育大会220,000円、美馬地区陸上競技大会170,000円、県夏季総合体育大会43,000円、郡秋季新人大会215,000円、郡駅伝大会139,000円、県新人駅伝大会149,000円、美馬地区駅伝競走大会88,000円、美馬地区新人駅伝競走大会88,000円、事務費95,000円、徳島駅伝競走大会149,000円 支出は、大会開催費及び参加の交通費（バス代）として支出 			
	成果	美馬郡の中学校が開催する体育大会が無理なく充実した大会運営ができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：生徒体育振興補助金

事業の目的	目的	生徒の健全な心身の成長と技能の向上を目指し、スポーツ・文化活動を推進するためクラブ活動の運営を補助する。			
	目標	つるぎ町内中学校のクラブ活動の運営を補助する。			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> 【令和2年度】 ・ 野球・バレーボール・駅伝・陸上・音楽・サッカー等の参加費、登録料として、127万円（8,000円×生徒数159人） ・ 生徒引率者交通費（高速代金）補助として、40万円（20万円×2校分） 			
	成果	スポーツ・文化のクラブ活動を通じて、心身の成長と技術の向上を図ることができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：中学校校外活動学習補助金

事業の目的	目的	自然の中での集団生活や海洋活動を通して、自然に親しむ心や自然を大切にすることを養う。規律を守りともに助け合い、集団の中の一員としての自覚を養うとともに、心身を鍛練し、自ら実践し想像する態度を育てる。			
	目標	体を鍛えるとともに自然に親しむ心、規律、共同、友情、奉仕の精神を学ぶ。			
事業の成果	状況	・校外活動として、次の活動を行った。 【令和2年度】 半田中 467,000円 【スキー教室、美馬地区音楽会、少年少女消防クラブ体験学習】 貞光中 845,000円 【YMCA宿泊学習、剣山登山、美馬地区音楽会、美馬地区創作コンクール】			
	成果	体を鍛えるとともに自然に親しむ心、規律、共同、友情、奉仕の精神を学んだ。美馬地区音楽会に参加し、他校の生徒と一緒に演奏の技能を高め交流を図った。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：つるぎ町学校保健連合会

事業の目的	目的	学校保健の研究並びに地域社会における保健思想の向上を図り、学校保健に関する教育に寄与すると共に、町内各学校保健委員会相互の連携を図る。			
	目標	つるぎ町内の学校保健施設の整備及び保健意識の向上を図る。			
事業の成果	状況	【令和2年度】 ・環境衛生検査（シックハウス）27,000円×7校・園 ・薬剤師費用（再検査分を含む）20,000円 ・県保健主事部会費、各学校保健事業費、会議費、事務費 102,800円			
	成果	総会及び研修会や各幼、小、中学校にて食育や生活習慣予防に関する指導・ブラッシング指導、保健指導、薬物乱用防止教室、思春期ふれあい体験を通して学ぶことができた。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：基本健康診査及び尿検査委託事業（小学校）

事業の目的	目的	学校保健安全法第13条に基づき、つるぎ町立小学校に在籍する児童に対して健康診断を実施する。			
	目標	健康診断を実施することで、児童生徒の健康増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を確保する。			
事業の成果	状況	検診項目 ・尿検査：全学年生を対象に実施する ・心電図検査：第1学年生を対象に実施 ・眼科検診：第2学年生及び第5学年生を対象に実施 ・耳鼻科検診：第2学年生及び第5学年生を対象に実施 令和2年度受診者数 ・半田小学校（尿検査107名、心電図19名、眼科検診及び耳鼻科検診37名） ・貞光小学校（尿検査143名、心電図21名、眼科検診及び耳鼻科検診48名） ・太田小学校（尿検査 5名、心電図 0名、眼科検診及び耳鼻科検診 1名）			
	成果	・学校として、児童の健康状態を把握することができた。 ・健康状態が悪い児童に対し、改善の為の指導や早期治療を指示できる環境が得られた。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：基本健康診査及び尿検査委託事業（中学校）

事業の目的	目的	学校保健安全法第13条に基づき、つるぎ町立中学校に在籍する生徒に対して健康診断を実施する。			
	目標	健康診断を実施することで、児童生徒の健康増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保する。			
事業の成果	状況	検診項目 ・尿検査：全学年生を対象に実施 ・心電図検査：第1学年生を対象に実施 ・眼科検診：第2学年生を対象に実施 ・耳鼻科検診：第2学年生を対象に実施 令和元年度受診者数 ・半田中学校（尿検査57名、心電図15名、眼科検診及び耳鼻科検診14名） ・貞光中学校（尿検査116名、心電図31名、眼科検診及び耳鼻科検診31名）			
	成果	・学校として、生徒の健康状態を把握することができた。 ・健康状態が悪い生徒に対し、改善の為の指導や早期治療を指示できる環境が得られた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：基本健康診査及び尿検査委託事業（幼稚園）

事業の目的	目的	学校保健安全法第13条に基づき、つるぎ町立幼稚園に在籍する園児に対して健康診断を実施する。			
	目標	健康診断を実施することで、幼稚園児の健康増進を図り、幼稚園教育の円滑な実施とその成果の確保する。			
事業の成果	状況	検診項目 ・尿検査：全園児を対象に実施 ・眼科検診：幼稚園年長児を対象に実施 ・耳鼻科検診：幼稚園年長児を対象に実施 令和2年度受診者数 ・半田幼稚園（尿検査40名、眼科検診及び耳鼻科検診29名） ・貞光幼稚園（尿検査46名、眼科検診及び耳鼻科検診28名）			
	成果	・幼稚園として、園児の健康状態を把握することができた。 ・健康状態が悪い園児に対し、改善の為の指導や早期治療を指示できる環境が得られた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (3) 特別支援教育の充実

実施区分： ①理解の推進と支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自分が生活する地域社会の中で、自立や社会参加するための基盤となる生き方を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行います。児童生徒の就学にあたっては、つるぎ町教育支援委員会が障がいの種類や程度、教育上必要な支援の内容や方法、保護者及び専門家の意見を勘案して、適切な就学指導ができるよう努めます。さらに、特別支援コーディネーターを中心に、園・校内で相談支援の必要性について判断し、特別支援教育巡回相談員による相談活動等を活用しながら、子ども、保護者、教員で教育的ニーズの把握と必要な支援について共通理解できる体制の強化を目指します。また交流及び共同学習を積極的に進め、共に尊重し合いながら協同して生活をしていく態度を育てていきます。

事業名：つるぎ町特別支援教育就学奨励費事業（小学校）

事業の目的	目的	障がいのある幼児・児童・生徒が特別支援学校や小学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助することで特別支援教育の普及奨励を図る			
	目標	特別支援教育の特殊事情に合わせ、保護者に対して教育関係経費の補助を行う			
事業の成果	状況	【特別支援教育就学奨励費認定児童生徒】 支給内容：学用品・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費 小学校：平成29:13人 平成30年:15人（全校児童に対する支給率 5%） 令和元年：21人（全校児童に対する支給率8%） 令和2年度：19人（全校児童に対する支給率8%）			
	成果	特別支援教育就学奨励費を利用する保護者への補助を行うことができた。			
補助対象事業及び財源	特別支援教育就学奨励費文部科学省（2：国県補助）	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：特別支援学級及び通級指導教室

事業の目的	目的	障がいの程度に応じて、指導領域「自立活動」のもと、種々の困難を改善・克服することで社会に適應する資質を伸ばすことを目的とする。特別支援学級とは、障がいの程度に応じてきめ細やかな指導を行う少人数学級である。通級学級とは、普段、通常の学級に在籍し通常の授業を受けながら、言語や学習障害の状態に応じて別に指導を受ける。			
	目標	児童生徒の特性に応じた弾力的な教育課程を編成し専門性の高い教育を行う。			
事業の成果	状況	【特別支援学級】 児童生徒の状況に応じて指導を実施 平成30年度 中学校7人 小学校19人 令和元年度 中学校7人 小学校20人 令和2年度 中学校6人 小学校22人 【通級学級】 算数、国語、ことばの教室の指導を実施 平成30年度 小学校32人 令和元年度 小学校26人 令和2年度 小学校30人 ※中学校に通級学級は設置していない。			
	成果	・特別支援学級は、「個別指導計画」に基づき適切な指導と支援を行うことができた。 ・一人一人に配慮した教育を行うことにより、通級学級を退級し通常学級での教育が可能となる児童がある。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：つるぎ町特別支援教育就学奨励費事業（中学校）

事業の目的	目的	障がいのある幼児・児童・生徒が特別支援学校や中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助することで特別支援教育の普及奨励を図る			
	目標	特別支援教育の特殊事情に合わせ、保護者に対して教育関係経費の補助を行う			
事業の成果	状況	【特別支援教育就学奨励費認定児童生徒】 支給内容：学用品・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費 中学校 平成29年：9人 平成30年：6人（全校生徒に対する支給率3%） 令和元年度：4人（全生徒に対する支給率2%） 令和2年度：3人（全生徒に対する支給率2%）			
	成果	特別支援教育就学奨励費を利用する保護者への補助を行うことができた。			
補助対象事業及び財源	特別支援教育就学奨励費文部科学省（2：国県補助）	自己評価	B：継続	総合評価	B：継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (3) 特別支援教育の充実

実施区分： ②関係機関との連携・協力体制の構築

教育、保健、福祉等の関係機関が連携して障がいのある子どもを支援するため、つるぎ町特別支援連携協議会（こころ・ステーション）の取組を充実させ、協働体制のより一層の充実を図ります。また、特別支援教育についての研修の場を設けることにより、より専門的な理解・啓発を推進していきます。各学校で作成した、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」や「相談支援ファイル（つるぎっこファイル）」の活用を推進し、乳幼児期から成人に至るまで子どもの生涯を見通し、社会へつなぐための継続した支援を進めます。

事業名：つるぎ町特別支援連携協議会（こころ・ステーション）

事業の目的	目的	つるぎ町内に在籍する、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する支援を適切に行うために必要な、乳幼児期から成人に至るまでの一貫した支援体制の推進や整備促進を図る。			
	目標	各関係機関同士の連携を深め、幼児・児童・生徒の障害等についての情報を共有し協力体制をつくるとともに町内の幼児・児童・生徒へ障がい者理解啓発の場を設ける。			
事業の成果	状況	連携協議会（総会）の開催・・・新型コロナウイルスの影響により中止 特別支援に関する夏季研修会・・・小中学校の特別支援関係教員だけで、コロナ対策を施して実施 令和3年度の新入園・新入学児童生徒についての情報交換会 つるぎっ子ファイル（相談支援ファイル）・就園・就学サポートシートの配布			
	成果	・終園・就学前相談を実施することにより保護者をい交えての情報交換を行うことができた。 ・保護者に対して、つるぎっこファイルやサポートシートを配布し活用してもらうことで、園や学校と保護者が共通理解のもと、子どもたちを支援する手立てとしてもらうことができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B：継続	総合評価	B：継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (4)キャリア教育・ふるさと教育の推進

実施区分： ①キャリア教育の推進

子どもたちが社会の変化に対応し、主体的に進路選択・進路決定ができる能力やしっかりとした勤労観・職業観を身につけ、自立していくことができるようにするために小・中・高等学校等を通じた指導体制、指導方法等を構築し、児童・生徒へのキャリア形成支援を行うための環境を整備します。また、ボランティア活動、職業体験やインターンシップ等の体験的な活動を通して、働くことの意義や社会の一員として果たす役割について考えさせながら、将来、社会人・職業人として自立するために必要な意欲や態度、能力を育んでいきます。さらに、つるぎ高校や西部テクノスクールにおける体験学習、また、小・中学生の児童・生徒に対して、専門性を生かした体験的な出前授業等を行うことにより、学生の専門性はもとより、児童・生徒の勤労観・職業観の育成を図ることに努めます。

事業名：総合的な学習活動補助金

事業の目的	目的	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。			
	目標	総合的な学習の時間や生活科の学習を通して、自ら学ぶ考える力を豊かな学力として定着させるため、児童自ら体験したり近隣の場所へ見学に出かけ学ぶ。			
事業の成果	状況	総合的な学習として自らが体験する次の事業を実施する。 【令和2年度】 半田小 143,000円【農業体験、史跡めぐり、調理実習】 貞光小 130,000円【生活科の自然工作、交流による調べ学習】 太田小 59,000円【乗り物体験学習、スーパー見学、県立博物館や中学校との交流】			
	成果	地域との関わりや体験学習を通して、ともに学び自ら判断する力を学んだ。 近隣の施設見学を行い友だちや人、自然とのふれあいを通して、地域・歴史・文化・産業など生活を学んだ。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：学校社会福祉事業負担金（中学校）

事業の目的	目的	中学校周辺の環境美化と自然環境の学習等を進めることにより生徒のボランティア精神の育成を図る。			
	目標	自然環境学習と美化活動を実施し、環境意識とボランティア精神を養う。			
事業の成果	状況	・つるぎ町の半田中学校と貞光中学校が実施した次の活動を助成。 ①地域の一人として、地域の高齢者との交流を深めるとともに、経験から学んで自身の成長に結びつける。 ②森林の育成活動や、川を清掃することを通して、自然を守ることの大切さや環境美化の気持ちを養う。 ③花作りなどを通して、勤労意欲を育てるとともに、環境美化に努める。 ④通学路周辺の美化を進めるとともに、通学路の安全点検を行う。			
	成果	河川及び学校周辺地域の美化活動を実施することにより環境整備ができた。 また、生徒の環境意識の高揚が図れた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C:見直し	総合評価	C:見直し

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (4)キャリア教育・ふるさと教育の推進

実施区分： ②ふるさと教育の推進

郷土や地域の文化についての理解を深めることは、地域に愛着をもつとともに、異なる文化・歴史を理解するなど、広い視野を身につけることにもつながります。各学校では、それぞれの地域や学校の実態に応じて、総合的な学習の時間をはじめ各教科や、ふるさと発見学習などを通じてふるさとについて学ぶ学習が行なわれています。これらの活動を通して心身ともにたくましく心豊かな子どもを育み、学校内外での体験活動や社会貢献活動等の充実を図り、地域に伝わる個性豊かな伝統文化を再発見し、文化等の継承に向けた取組を推進します。具体的には、本町の自然・文化歴史資料など貴重な学習素材を活用し、研修会や講演会を開催します。また、学校における地域固有の文化、歴史等に関する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し、観光に対する興味及び理解を早い段階から促し、その地域を誇りに思う心や、将来の地域づくりの担い手の育成を図ります。さらに郷土学習資料を作成したり、校区の地域住民と交流することで、ふるさと学習の充実を図り、つるぎ町の正しい理解と豊かな郷土愛を育成します。今後も、地域の人材の活用や地域の団体等との連携を進め、積極的に地域の発展に尽くした先人の生き方を学習したり、地域の歴史や伝統文化への理解を深めたりすることにより、郷土を誇りに思い大切にすることを心身の育成に努めます。

事業名：小学校校外・野外活動補助金

事業の目的	目的	校外・野外活動などの各種活動を通じ、普段には味わいがたい体験を積み重ねることで、学習の成果をあげると共に、一人ひとりの可能性をさらに高め、心身の健やかな成長を図る。			
	目標	校外・野外活動及び集団宿泊活動による集団活動を通じて情操を培うとともに規律・共同・友愛・奉仕の精神を養う。			
事業の成果	状況	校外・野外活動として、次の活動を実施した。 【令和2年度】 校外活動 スキー体験学習、美馬地区水泳検定、県管楽発表会、ふるさと学習等を実施 【半田小250,000円 貞光小458,000円 太田小132,000円】 集団宿泊活動 国立淡路青少年交流の家【0円】※新型コロナにより中止			
	成果	校外・野外活動・児童相互の交流を深められた。 現地学習を通してふるさとの良さに気づかせ、豊かな心情を育てる。 また、各種発表会、記録会、検定会を通して自己の可能性をさらに高め、他校児童との交流を深めることで心身の健やかな成長を図った。 集団宿泊活動・・・自然に親しんだり、自然の中で心身を鍛練し、自ら自薦する態度を養った。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：連合小学校現地学習活動事業

事業の目的	目的	自分たちの生活している土地の構造と広がりの様子を観察し、地層の成り方について学ぶ。ふるさとの豊かな自然、歴史と伝統のある名所・旧跡・地域児童が実際にその場を訪ね学習することで、自己の育つ背景をよりよく知り、ふるさとを愛する心を培う基とする。			
	目標	現地学習を実施することにより学びを深める。			
事業の成果	状況	【令和2年度】 ・6年生 理科現地学習事業費 163,000円 「まんのう町（堆積岩観察）塩江中村採石場（火成岩観察）脇町（地層観察）」 ・4年生 社会科現地学習事業費 148,000円 「美馬クリーンセンター」 ・3年生 社会科現地学習事業費 114,000円 「美馬警察署、美馬西部消防組合」			
	成果	・理科現地学習では、普段授業ではできない観察や体験を積み重ねることで、一人ひとりの地層についての関心を持つことができた。 ・社会科現地学習では各現場の職員に施設の説明やそれぞれの仕事の重要などを学ぶことができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：つるぎ町学校運営協議会事業（小学校）

事業の目的	目的	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。そのために、学校運営協議会制度を導入する。組織づくりや運営体制づくり等で得られた、地域の人的・物的資源の活用方法については、町の広報誌や学校ホームページ、リーフレット等において広く広報し、普及に努める。			
	目標	コミュニティスクール導入促進事業をスムーズに展開できるよう、学校と地域の連携を深める			
事業の成果	状況	年間4回の学校運営協議会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の予防対策として1回目は中止。 <ul style="list-style-type: none"> 半田小学校において「ふるさと探検ウォークラリー」を開催 貞光小学校において学校で実施した事業の評価を行った。 			
	成果	学校運営基本方針の承認や、学校の諸問題に対する改善策についての話し合い、また、学校評価についての話し合いなどが行われ、地域と保護者、学校のよりよい協働の在り方についての協議を重ねることができた。			
補助対象事業及び財源	学校・家庭・地域連携協力推進事業文部科学省（1：町単独）	自己評価	B：継続	総合評価	B：継続

事業名：つるぎ町学校運営協議会事業（中学校）

事業の目的	目的	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。学校運営協議会と学校・教育委員会・保護者・地域住民との双方向の関係を構築するためのCSディレクターの活用を図り、学校運営協議会の円滑な運営を行う。			
	目標	これまでのコミュニティスクール導入促進事業に新たにCSディレクターの導入を加え、地域と学校とのつながりを広めていく活動を展開する			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> 年間4回の学校運営協議会を開催予定であったが、第1回名の会議は新型コロナウイルス感染症要望のため中止。 貞光中学校区での地域防災訓練の実施。 半田中学校区での地域防災訓練の実施。 			
	成果	学校運営協議会及び熟議により、学校の諸問題に関する改善策等の検討を図ることができた。また、地域防災訓練等を円滑に行うことができた。			
補助対象事業及び財源	学校・家庭・地域連携協力推進事業文部科学省（1：町単独）	自己評価	B：継続	総合評価	B：継続

事業名：地域学校共同活動推進事業

事業の目的	目的	地域と学校の連携・協同および教育現場の業務支援として、幅広い地域住民等が参画し地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を実施する。			
	目標	学校現場においてマンパワーが必要な行事等にスタッフとして人材派遣や出前授業を実施することにより学校支援を行う。地域と学校の協働活動を推進するため地域と学校をつなぐ「地域学校協働本部」の整備をする。学校での各種支援を行うための「学校支援ボランティア」を募り地域と学校の連携を深める。			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> 半田小学校のふるさと探検ウォークラリーにスタッフ派遣 貞光小学校において地域ボランティアの方の出前授業を行った。 各学校の運営協議会と連携し学校側のニーズ把握を行った 			
	成果	マンパワーが必要な行事にスタッフとして人材派遣することにより学校を支援した。児童は地域住民と接することにより社会性をはぐくむことができた。			
補助対象事業及び財源	地域と学校の連携・協働強化事業文部科学省（2：国県補助）	自己評価	B：継続	総合評価	B：継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (5) 安全教育・防災教育の推進

実施区分： ① 学校安全の推進

近年、学校や通学路における児童・生徒の安全確保が大きな問題となっています。事故や事件などのトラブルの発生を防止、児童・生徒を犯罪の被害から守るためには、学校や地域の実情に応じた安全管理体制の整備が必要となっています。事件や事故、また災害は「いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる」との認識に基づき、各学校の管理体制を見直し、常に危機管理意識を持って日々の教育活動にあたるよう、研修会や指導・調査等を通じて安全管理の徹底に努めるとともに、児童・生徒が日常生活に潜むさまざまな危険を予測し、適切な意思決定や判断ができる力を育成する安全教育の充実に努めます。また、学校の施設、遊具や器具等の設備については、児童・生徒が安心して使用できるよう細やかな整備点検を行います。さらに青少年育成センターや警察等の関係機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで児童・生徒の安全を確保する支援体制を推進していきます。

事業名：つるぎ町PTA連合会（社会教育団体助成事業）

事業の目的	目的	学校単位に結成された保護者と教職員との教育組織である単位PTAをまとめ、家庭と学校とが協力し合って教育効果をあげることを目的とする。		
	目標	家庭と学校が協力して教育効果を上げるとともに、子どもたちの安全のために活動する。		
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染症予防のため、次の活動や大会、研修会を中止した。 PTA連合会 ・5月 第1回町PTA連合会理事会・町PTA連合会総会・理事会 ・10月 町PTA連合会研修会 ・11月 町PTA連合会球技大会		
	成果	児童の登下校の際の見守りをPTA会員が交代で対応し安全を確保した。		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (5) 安全教育・防災教育の推進

実施区分： ② 防災教育の推進

各学校で作成している「学校防災管理マニュアル」に基づき、校内の防災体制を整備するとともに、教科や特別活動・総合的な学習の時間などにおける、防災に関する学習にも取り組んでいきます。また、児童・生徒一人一人が自然災害等の危険に際して、命を守るために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図り、半田・貞光両中学校少年少女消防クラブ等の活動も支援しながら、地域と連携した避難訓練等の取組を推進していきます。

事業名：十六地蔵南恩加島小学校交流平和学習

事業の目的	目的	戦時中の疎開時、火災により不幸の死を遂げた16人の児童を供養する十六地蔵を通して、南恩加島小学校と交流を深め、命の大切さや自らの生き方を考え、平和の尊さを学ぶ。			
	目標	16地蔵法要に参加し平和について学ぶと共に南恩加島小学校との交流事業を行う。			
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、貞光小学校は大阪府の南恩加島小学校への訪問を実施しなかった。南恩加島小学校は、修学旅行の訪問先としてつるぎ町に来町し十六地蔵法要に参加した。貞光小学校との交流事業は取りやめた。			
	成果	十六地蔵を通して、命の大切さや自らの生き方を考え平和の尊さを学んだ。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：安心教育環境整備事業

事業の目的	目的	つるぎ町の幼稚園、小中学校および放課後子ども教室等の教育活動の再課員あたり、子どもたちに安心と安全を提供できるよう新型コロナウイルスの感染症予防対策と無理のない教育活動の支援しセクを実施する。			
	目標	新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、学校での感染予防対策及び児童生徒の学習を保障する施策を行い学習する体制を保護する。			
事業の成果	状況	①感染症予防対策：加湿空気清浄機を小中学校の各クラスに配置 34台、マスクぶそくに対応するため生地を購入しマスクの縫製を委託200枚 ②3密対策費用支援：校外学習（修学旅行、遠足を含む）において新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用を支援 ③給食費支援：臨時休校により夏期休業時に登校した際の給食原材料を支援			
	成果	令和2年3月から5月までの長期臨時休業があったにもかかわらず、小中学校の授業カリキュラムを残すことなく達成できた。			
補助対象事業及び財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金総理府(2：国県補助)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (6)グローバル化に対応した教育の推進

実施区分： ①外国語教育の推進

学習指導要領の改訂に伴い、小学校で英語の教科化・早期化、中学校では英語で授業を行うなどの方針が示されました。すべての学校において英語教育の指導改善を図るため、各学校における学習到達目標を「CAN-DOリスト」形式で具体化し、4技能5領域（聞くこと、読むこと、書くこと、話すこと（やりとり）、話すこと（発表））に取り組み、より一層の英語力の強化を図ります。今後においても、グローバル社会を生きる児童・生徒に英語の必要性についての理解を促し、外国語指導助手（ALT）の活用もあわせて英語教育の指導改善を図りながら、英語コミュニケーション能力の向上にも取り組んでいきます。

事業名：夏期英語研修事業

事業の目的	目的	国際化が進む中で、これからのつるぎ町を担う小・中学生を英語研修に派遣し、語学力の向上と共同生活を通じて社会性・協調性を身につけることにより、国際化に対応した人材を育てることを目的とする。		
	目標	町内の小・中学生を英語研修に派遣し、ネイティブ英語のなかで学ぶことで英語への興味を深め、共同生活を送ることで社会性・協調性を学ばせる。		
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染症対策として3密が予想される本事業は中止とした 対象事業名：令和2年度夏期英語研修事業 あずき王国 実施日：令和2年夏季休業中 場 所：香川県小豆島 星くずの村 ※参加者の自己負担は、6泊7日 2万円 人としており、自己負担を超える費用については事業補助金で対応している。		
	成果	中止のため成果無し		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (6)グローバル化に対応した教育の推進

実施区分： ②国際理解・外国人生徒に対する教育の充実

児童・生徒に国際的な視野をもたせるための取組を工夫します。また、保護者の転居等により、海外からの児童・生徒を受け入れることも増えてきています。帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒とともに学ぶことにより、異文化に対する相互理解を深め、豊かな国際感覚を養うことができるような学習活動の工夫改善に努めます。また、外国籍の児童・生徒に対する適切な日本語指導や学校生活への適応支援を行います。

事業名：つるぎ町外国青年指導員招致事業

事業の目的	目的	つるぎ町の外国語教育の充実を図るとともに、小学校や中学校の英語発音や国際理解教育の向上を目的とする。			
	目標	教科書や一般教職員では教えられない本物の英語に生徒が触れることによって、英語圏を通じる英会話能力とスピーキング能力を養い、他国の者と触れあうことで国際理解力を深める。			
事業の成果	状況	小学校外国語活動や中学校における外国語授業の補助。 ・令和2年度につるぎ町で勤務するALTは3名であったが、8月に1名が帰国後、新型コロナウイルス感染症対策として入国できず2名体制となっている。 ・英語教材作成の補助及び英語能力コンテスト等への協力。 ・英語教員に対する現職研修への補助。 ・子育てひろば「あんりーる」や放課後こども教室等での英語活動の開催。 ・つるぎ町英会話教室の開設。 ・保育所、幼稚園への出前授業を実施			
	成果	・児童生徒は教科書に載っている英語とは異なる実際に使用される英語を学ぶことができた。 ・外国語を母国語とする者に通じる英語の発音を学ぶことができた。 ・ALTと交流することで日本人とは異なる容姿のものに慣れ、異なる文化を知ること将来外国に留学したり仕事を行うことの基礎を学ぶことができた。 ・英会話教室等の活動を行うことでつるぎ町民の英語力を向上させる機会を得ることができた。 ・中学校は、各校にALTが配置され、生徒が自然な英語に触れる機会が増えた。			
補助対象事業及び財源	(4：その他)	自己評価	A: 拡充	総合評価	A: 拡充

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (8)教職員の資質向上

実施区分： ①教職員の支出向上

学校教育の中でも教員に対する期待は大きいものがあります。教員には教職に対する強い情熱や使命感、幅広い視野と豊かな人間性、授業や生徒指導での実践的な指導力等が必要とされており、教員一人一人が教育者としての立場を常に意識し、研鑽に努める必要があります。そのためにも教員の研修体制を整備し、各学校における共通理解と協力体制の確立を図り、指導力の向上や教育内容及び指導方法の工夫・改善に取り組み、優れた資質・能力を持った、信頼される教職員の育成に努めます。

事業名：中学校教育研究会補助金

事業の目的	目的	自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、そして、たくましく生きるための健康や体力の育成をめざした教委活動の実践的研究を行う。			
	目標	学校運営等に関する課題について研究する。			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> 各部会を設置し、課題や対策について具体的研究課題を設定し研究する。 「国語」、「数学」、「理科」、「社会」、「英語」、「道徳」、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術家庭」、「特別支援教育」、「人権教育」、「進路指導」、「総合的な学習」等 			
	成果	県及び町の教育振興計画に則り、各地域の実態に即しながら本郡中学校の当面する課題と問題点の把握とその解明に努め、地域住民の教育に対する願いと期待に応えるべく目標の達成に努めた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C:見直し	総合評価	C:見直し

事業名：小学校教育研究会補助金

事業の目的	目的	小学校の教職員が自ら自己変革を図り、今求められている資質指導力の向上に努めるとともに、県学校教育振興計画並びに学習指導要領の趣旨に則り、現場の研修と実践に努める。			
	目標	教科ごとの研修会等を実施し、教職員としての資質向上を図る。			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> 小学校教員の資質向上と課題に対応するため、次の研修会等を実施した。 ①各種研修会（国語・社会・算数・理科・生活総合・音楽・図工・家庭・体育・道徳・特活・書写・外国語）。 ②平日午後実施の研修会、行事。 ③夏季休業中に実施の研修会、行事。 ④児童の参加する行事等 			
	成果	学習指導要領実施に向けて、各部会で共通理解・教材開発・指導方法などの研修を実施した。美馬市との合同研修を行うことで情報の交換・共有が可能となった。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C:見直し	総合評価	C:見直し

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (8)教職員の資質向上

実施区分： ②学校における働き方改革の推進

学校をとりまく環境が複雑かつ多様化し、教職員はそれに対応しなければならない状況に加え、保護者への対応等、担うべき業務も増加しています。 こういった、教職員の多忙化を解消するために、校務支援システムを導入し、給食費の公会計化、事務の効率化、研修会の統合・廃止、勤務時間の把握、夏休みの学校閉庁、教職員の意識改革等を行います。 そうすることで、教職員が子どもたちと向き合う時間が確保でき、やりがいを持って働き、心身の健康保持ができるよう努めます。

事業名：つるぎ町幼小中園長・校長会

事業の目的	目的	幼稚園、小学校、中学校の代表である園長と校長が一同に会し、年間行事の調整や災害、防災に対する対応、さらには教育に関する諸問題について総合調整する場として機能する。			
	目標	健全な学校経営を語るため、学校間の情報を共有及び教育委員会との連携により課題や問題等の事前防止及びその対策を実施する。			
事業の成果	状況	令2元年度小中学校の円滑な学校運営のために、次の件について協議・対策を施した。			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策について、児童生徒への啓発や連絡など早急な対応が可能となるよう体制を整えた。 ・長期臨時休業による授業の遅れを取り戻す対策について協議し対応した。 			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：教職員健康診断委託事業（小学校）

事業の目的	目的	労働安全衛生法第66条及び学校保健安全法第15条に基づき、つるぎ町立小学校に勤務する教職員に対して健康診断を実施する。			
	目標	健康診断を実施することにより教職員の健康状態を把握し、場合によっては快復を促す事によって、児童生徒に対してより安定した教育の提供を行う。			
事業の成果	状況	検診項目 ・健康診断基本項目（身長・体重等測定及び診断、血液検査、心電図検査等） ・胃がん検診 ・結核検診 受診者数 ・半田小学校（基本項目 6名、胃がん検診 2名、結核検診 0名） ・貞光小学校（基本項目 7名、胃がん検診 0名、結核検診 0名） ・太田小学校（基本項目 1名、胃がん検診 0名、結核検診 0名）			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が、自己の健康状態を把握する機会となった。 ・教職員の健康状態を把握することで、教員に安心して児童生徒の教育を任すことができた。 ・教職員の体調の悪化により、児童生徒たちへの教育ができない事態を防ぐことができた。 			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：教職員健康診断委託事業（中学校）

事業の目的	目的	労働安全衛生法第66条及び学校保健安全法第15条に基づき、つるぎ町立中学校に勤務する教職員に対して健康診断を実施する。		
	目標	健康診断を実施することにより教職員の健康状態を把握し、場合によっては快復を促す事によって、児童生徒に対してより安定した教育の提供を行う。		
事業の成果	状況	検診項目 ・健康診断基本項目（身長・体重等測定及び診断、血液検査、心電図検査等） ・胃がん検診 ・結核検診 受診者数 ・半田中学校（基本項目 4名、胃がん検診 0名、結核検診 0名） ・貞光中学校（基本項目 11名、胃がん検診 0名、結核検診 0名）		
	成果	・教職員が、自己の健康状態を把握する機会となった。 ・教職員の健康状態を把握することで、教員に安心して児童生徒の教育を任すことができた。 ・教職員の体調の悪化により、児童生徒たちへの教育ができない事態を防ぐことができた。		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (9) 学校の教育環境の充
実

実施区分： ① 学校設備の充実

学校施設は児童・生徒が学習や活動をするための大切な場です。また、地域住民にとっても身近な生活や交流の場となっています。地震等の災害時においても地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、施設や設備の損傷を最小限にとどめるよう、十分な耐震性を持たせておくことが重要になります。本町における学校施設の耐震化率は100%となっています。今後とも児童・生徒が安全で快適なゆとりある環境の中で学ぶことができるよう、人にも環境にも優しい学校施設や設備の充実を進めていきます。

事業名：小学校施設管理

事業の目的	目的	児童が安全で快適な環境の中で学ぶことができるよう、学校教育施設の改良と補修を実施し適切な維持管理を行う。			
	目標	学校施設の維持管理を適切に行うことにより、施設の長寿命化と児童の学習環境を充実させる。			
事業の成果	状況	令和2年度の小学校施設管理として、次の事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・半田小学校 教室の床補修繕(5教室) 310千円 教室黒板等修理 47千円 デジタル放送アンテナ工事 101千円 ・貞光小学校 教室の引き戸修繕 141千円 パソコン教室雨漏り修繕 55千円 2階トイレの雨漏り修繕 55千円 			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの要望に添い施設の修繕・改修を行った結果、児童の学習環境を充実させることができた。 			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：小学校学習備品等購入

事業の目的	目的	教育上必要な備品の整備を行い、学習環境の充実を図る。			
	目標	学校の備品を計画的に整備することで、児童の学習環境を充実させる。			
事業の成果	状況	令和2年度は、教育上必要な備品として次の備品を購入した。 <ul style="list-style-type: none"> ・半田小学校一般備品 なし ・半田小学校教材備品 186千円(地球儀、メトロノーム、漢字イラストカード、ジェンガ、スティッキー、ソフトディスク、ターゲットリング、フレールボール、まなびっこ国語セット) ・貞光小学校一般備品 51千円(木目ライティングボード、バイタルナビ血圧計) ・貞光小学校教材備品 154千円(収納ケース入り小刀、ベストキッズ4色を20枚、ボールキャリアー) ・太田小学校一般備品 22千円(プールごみすくい網) 			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの要望に添い備品の整備を行った結果、児童の学習環境を充実させることができた。 			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：中学校施設管理

事業の目的	目的	生徒が安全で快適な環境の中で学ぶことができるよう、学校教育施設の改良と補修を実施し適切な維持管理を行う。			
	目標	学校施設の維持管理を適切に行うことにより、施設の長寿命化と生徒等の学習環境を充実させる。			
事業の成果	状況	令和2年度は、施設管理として次の事業を実施した。 ・貞光中学校 体育館ドアヒンジ取り替え 100千円 技術室エアコン修理 80千円 ウォータークーラー修理 33千円 校庭トイレ修理 7千円 ・半田中学校 デジタル方向アンテナ工事 127千円 コンピュータ室エアコン設置 1,137千円			
	成果	・学校からの要望に添い施設の修繕・改修を行った結果、生徒の学習環境を充実させることができた。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：中学校学習備品等購入

事業の目的	目的	中学校で教育上必要な備品の整備を行い、学習環境の充実を図る。			
	目標	学校の備品を計画的に整備することで、生徒の学習環境を充実させる。			
事業の成果	状況	令和元年度に必要な備品として次のものを購入した。 ・半田中学校一般備品 315千円 (陸上ハードル、大型コンパス、黒板貼り付け用音符、記録タイマー、マンドラケース、バドミントンラケット、バドミントン羽) 半田中学校教材備品 171千円 (グループボード) ・貞光中学校一般備品 120千円 (グラウンドスモーカー) ・貞光中学校教材備品 515千円 (電気分解実験装置、カード写真図集、CDラジカセ、クラリネット、サクソフォン(テナー)、しめ太鼓、鼓)			
	成果	・学校からの要望に添い備品の整備を行った結果、生徒の学習環境を充実させることができた。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：小中学校ICT推進関係事業（GIGAスクール構想を含む）

事業の目的	目的	GIGAスクール構想を実現し児童生徒が、主体的・対話的で深い学びを実現するための手段としてICTは有効な手段である。ICTを利用することで児童生徒が授業に興味をもち主体的に参加することで学びが深まると考えられる。また、教員の授業を軽減させるためにも導入の促進をはかる。			
	目標	つるぎ町内の小中学校に整備されたPCルームのパソコンを最新のものにするとともに無線LANを整備し校内の教室で情報端末が無理なく利用できるような整備する。地方にいても世界レベルでの活動が可能となるインフラと人材を育てるために情報環境の整備を強化する。			
事業の成果	状況	①児童生徒全員にタブレット端末を配布 436台 ②長期休業の際に家庭での学びを保証するための通信機器の整備42台 (シムフリールーター) ③学校内を超高速ネットワークに整備及び端末保管庫の整備 全小中学校 ④小中学校の普通教室に電子黒板を設置 小学校2校、中学校2校			
	成果	高速なネットワーク環境とネットワークに接続可能なタブレット等を整備することにより、児童生徒に新しい学び方を提供し教職員の教材準備にかかる手間を削減する可能性が広がった。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	A:拡充	総合評価	A:拡充

事業名：徳島県公立小中学校「校務支援システム」構築

事業の目的	目的	教職員の働き方改革の一環として学校業務を徳島県内で統一するとともにシステム化し合理化を図る。			
	目標	平成2年度にシステムの最終調整を実施した。			
事業の成果	状況	令和元年度と令和2年度の2年間でシステムを構築する。 学籍管理、成績表管理、出欠管理、指導要録管理、時間割管理、保健管理、その他学校業務をシステム化する。 教職員ひとりにひとりにメールアドレスを付与し学校間のメールシステムテストを行った。			
	成果				
補助対象事業及び財源	市町村振興協会(4:その他)	自己評価	E:完了	総合評価	E:完了

事業名：つるぎ町率半田中学校トイレ改修工事

事業の目的	目的	昭和54年に整備されたつるぎ町立半田中学校は、平成28年度に耐震改修を行い安全性の向上をはかった。しかし、老朽化した施設の改修が課題として残っており、そのひとつであるトイレの老朽化対策を行う。			
	目標	・老朽化したトイレの衛生環境が向上するための改修方法について保護者、生徒および教員と検討し方針を決定する。方針決定後に実施設計を行う。			
事業の成果	状況	令和2年度は、トイレ改修の方向性の決定および実施設計を行う。 構造：鉄筋コンクリート4階建て 施設規模：トイレ面積34.5㎡×4室			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・改修は1階から3階までの男女トイレを行う。 ・湿式トイレから乾式トイレに改修し、衛生環境を向上させる。 ・生徒数に応じた便器数に変更し、ゆとりある空間とする。 			
補助対象事業及び財源	社会体育施設整備事業文部科学省(2:国県補助)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 2. 学校教育の充実

基本区分： (9) 学校の教育環境の充実

実施区分： ② 学校の適正規模・適正配置

現在（令和元年度）、幼稚園2園、小学校3校、中学校2校体制で運営しています。学校は教育を行う場であるだけでなく、長期にわたってその地域に溶け込み、生活文化の中心的存在です。しかしながら、少子化による児童・生徒の減少に伴い、学校の小規模化が進んできました。小規模校は、子どもたちにきめ細かい指導ができる長所がある反面、人間関係の固定化、社会性やリーダー性の育成に課題があると考えられます。このことを踏まえ、これまで規模の小さな学校の再編整備を進めてまいりました。本町にとって望ましい学級編制や学校規模・配置については、個に応じたきめ細かな教育を展開し、地理的条件や地域性、通学距離などの関連する諸要件を考慮しながら、推進していきます。つるぎ町内のどこに住んでいても教育の機会を均等に受けられるようスクールタクシーを運用しています。

事業名：遠距離小学校児童通学輸送

事業の目的	目的	つるぎ町内のどこに住居していても平等な就学が可能となるよう、遠距離児童の通学費を町が負担することにより、保護者負担の軽減を図り義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。		
	目標	遠距離通学を強いられている児童に対して送迎にかかる費用を町が援助することにより、児童の通学条件の整備及び教育環境の向上を図る。さらに、通学距離による不公平を解消し、将来の学校再編の不安要因を解消する。		
事業の成果	状況	【令和2年度】 半田小学校区児童輸送：対象児童数9人 送迎費 2,317千円／月 貞光小学校区児童輸送：対象児童数14人 送迎費 4,124千円／月。		
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離通学による条件不利の解消、利便性の確保及び安全な通学を実現している。 保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、安心して子育てをする環境が確保される。 		
補助対象事業及び財源	()	自己評価	B:継続	総合評価 C:見直し 事業が継続できるよう国県にも働きかける必要がある。

事業名：遠距離中学校生徒通学輸送

事業の目的	目的	つるぎ町内のどこに住居していても平等な就学が可能となるよう、遠距離児童の通学費を町が負担することにより、保護者負担の軽減を図り義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。		
	目標	遠距離通学を強いられている生徒に対して送迎にかかる費用を町が援助することにより、生徒の通学条件の整備及び教育環境の向上を図る。さらに、通学距離による不公平を解消し、将来の学校再編の不安要因を解消する。		
事業の成果	状況	【令和2年度】 半田中学校区生徒輸送：対象生徒数3人 送迎費 1,513千円／月 貞光中学校区生徒輸送：対象生徒数3人 送迎費 2,456千円／月		
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離通学による条件不利の解消、利便性の確保及び安全な通学を実現している。 保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、安心して子育てをする環境が確保される。 		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 C:見直し 事業が継続できるよう国県にも働きかける必要がある。

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (1)青少年の健全育成の推進

実施区分： ①学校・警察・家庭・地域社会との連携の充実

近年、少子高齢化、核家族化や高度情報化等の社会の急激な変化により、青少年を取り巻く環境はますます深刻になっています。不審者の出没、子どもを狙った犯罪は後を絶たず、学校でのいじめや不登校、家庭での児童虐待、インターネットやスマートフォン等によるトラブルも多発しています。現代社会の中でさまざまな課題を抱えている青少年の自立心や規範意識等をはぐくむためには、地域が子どもや家庭を支援できる体制づくりを整備することが大切です。本町では、青少年育成センターを中心に、学校、警察、家庭、地域社会が緊密な連携を図り、青少年の健全育成を推進します。少年相談では子どもや保護者を対象に相談を受け、これに対して適切な指導・助言や自立支援を積極的に行います。また、青少年育成センターでは町内の小・中学校に向けて、薬物乱用防止やインターネットの利用、交通ルールや防犯についての情報を発信していきます。さらに、非行防止標語を募集して子どもたちの非行防止への意識を高める等、啓発活動にも積極的に取り組んでいきます。

事業名：つるぎ町成人式の開催

事業の目的	目的	20歳なり大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます催し。つるぎ町は、毎年1月3日に行う。		
	目標	コロナ禍での成人式のあり方について、検討し開催する。		
事業の成果	状況	令和2年度のつるぎ町成人式は、新型コロナウイルス感染症により延期となった。 民法改正による成人の定義が変わったことに対する式典の対応は、従前どおりの対応とすることで調整中 ・成人式該当者 男 39名 女 42名 計 81名 ・開催日時及び場所は未定		
	成果	見直し中		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C:見直し	総合評価 C:見直し

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (1)青少年の健全育成の推進

実施区分： ②補導員の資質向上・パトロール活動の充実

青少年の問題は社会経済情勢の変化、家族の変化、地域社会の変化に伴って変化し続けるため、その変化に応じて適切に対応していくことが求められます。本町の青少年育成センターでは、地域、学校、PTAで組織される補導員を対象に毎年研修会を催し、青少年の今日的課題と対応について学び、補導員としての研鑽に努めています。毎日の町内パトロール活動の他、警察や近隣の青少年育成センターと連携した列車補導や夏季・冬季休業中の特別街頭補導を行い、子どもたちの生活の安全を見守っています。さらに、インターネット上のトラブルを未然に防止するために、補導員がインターネットの有害サイトへの接続を制限するフィルタリング（※5）設定の啓発活動を続けています。青少年育成センターでは、今後も高度情報化社会に対応する社会環境作りに向けた取組を拡充していきます。

事業名：青少年健全育成事業

事業の目的	目的	青少年問題を取り扱う関係機関及び関係団体相互の協力のもとに、青少年の非行防止並びに環境浄化等について適切な措置を講じ、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。			
	目標	①青少年健全育成を実現するための環境整備 ②児童生徒の非行防止意識の向上 ③地域や児童生徒の実態把握			
事業の成果	状況	令和3年度、町育成センター・補導員連絡協議会として次の事業を実施。 ・特別街頭補導3回 ・夏休みリーフレット（7月初旬）、冬休みリーフレット（12月初旬）配布。対象：つるぎ町管内、各幼・小・中学校、つるぎ高校 ・育成センター活動概要の発刊（9月） ・青色パトロール車による補導（月～金曜日） ・環境浄化、相談活動（月～金曜日） ・（連絡調整会議並びに講習・研修会への参加） その他、警察との連絡協議会や研修会・講習会、関係団体との連絡協議会を実施した。			
	成果	①様々な研修に参加することで、児童生徒理解についての学びを得ることができた。また、補導員対象の研修会を開催したり、補導員と一緒に街頭補導を実施したりすることで、補導員同士の横の繋がりを深めることができた。 これらのことから、青少年健全育成を実現するための環境整備に寄与することができたと考えている。 ②児童生徒に非行防止標語の募集や非行防止グッズ配布をすることで、児童生徒の非行防止意識向上への一翼を担えた。 ③青色パトロールカーで巡視をしたり、地域の住民・町内の教員と会話をしたりすることをおして地域や児童生徒の実態を把握することができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C:見直し	総合評価	C:見直し

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (2)生涯学習活動の充実

実施区分： ①町民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化等が進む中で、私たちのライフスタイルの変化や価値観の多様化が見られます。また、物質的な面の豊かさに加え、精神的な面での豊かさや自己実現を求めることから、高度で多様な学習機会を提供する必要が生じています。また、近年の経済状況を反映し、転職・起業等により人材の流動化も高まり、リカレント教育（※6）への対応も必要となっています。本町では、それらへの対応として、就業改善センターの図書室の土日開放、徳島県立図書館と連携した移動図書館や公民館活動としての各種教室の開催等を展開しています。特に「シルバー学園」の活動は本町独自の生涯学習の場であり、過疎化が進み高齢化率が45%を突破した本町においては、60歳以上であれば誰でも入園できる町内一の生徒数を誇る学園となっています。本園の大きな特色は、学園生自ら講師を務めるなど、深い人生経験を生かして、自分たちが運営をするという意識をもって活動を行っていることです。今後も各種学習機関との連携を図りながら、時代を先取りする学園をめざし、変化する時代に対応し知識を獲得する学習の場として、健康と友情に恵まれた、生きがいを実感できる福祉の場をめざし、町民の豊かな学習機会の確保に努めます。

事業名：つるぎ町図書充実事業

事業の目的	目的	つるぎ町就業改善センター及び半田公民館図書室における図書を充実することにより、読書に親しみ学ぶことの喜びを知る。			
	目標	利用頻度が多いとはいえず、図書の充実をはかり快適に図書室を利用してもらう環境づくりを行う。			
事業の成果	状況	令和2年度は、話題になったものや興味を引きそうな本を整備することに注力した。 就業改善センター図書購入 370千円 半田公民館図書購入 100千円 図書購入額計 470千円			
	成果	令和2年度の就業センターの図書利用者数は、173人、貸出冊数690冊			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	C：見直し	総合評価	C：見直し

事業名：つるぎ町立シルバー学園

事業の目的	目的	卒業のない学園としてスタートしたシルバー学園は、生涯学習を通じて高齢者の学習意欲を満たし生きがいを創造する。			
	目標	学園生は、62歳から96歳までの248名が在籍。地域の生涯学習の拠点として、維持・継続する。高齢化率が50%を超えるまで上がると予想されるつるぎ町では、高齢者の活躍の場を広げる。			
事業の成果	状況	合同学習や好学講座など多人数が集う催しは新型コロナウイルス感染症予防のため中止した。クラブ活動は、感染予防のガイドラインに沿って、マスク着用、手指消毒、学園生自身の体調管理（検温等）、飲食の禁止、ソーシャルディスタンスの確保、共用施設の消毒を行いながら実施した。			
	成果	高齢化率が43%を超えるつるぎ町において生涯現役であるための学びの場や活動の場としてシルバー学園が存在している。高齢者を含めた人口減少が進んでいる中重要な施策である。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	A：拡充	総合評価	A：拡充

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (3)人権教育の推進

実施区分： ①基本理念

本町では、人権行政を重要施策に位置づけ、人権条例を施行し、人権施策推進本部を設置しています。私たちの人権意識は高くなっていますが、社会がグローバル化するなかで、多様な文化や個性をもった人々との共生も求められています。今後においても、これまでの同和教育・啓発の成果と手法を生かした人権教育・啓発活動の取組をより一層推進し、基本的な人権の確立と人権尊重の理念を深く理解し、「人権と共生」の時代を切りひらく人権教育と啓発に努めます。

事業名：人権意識啓発事業

事業の目的	目的	住民の人権意識を高めるとともに、町が行う人権学習等の取り組みを周知し参画を促す。		
	目標	広報への人権情報等を掲載することで人権意識の高揚をはかる。		
事業の成果	状況	令和2年度は、人が集まる研修会や講演会を中止としたため、隔月で広報に人権教育資料を掲載した。		
	成果	広報による人権意識の高揚をめざした。		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (3)人権教育の推進

実施区分： ②就学前教育における人権教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。この時期に一人一人の子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって重要です。生きる力と仲間や命を大切に思いやりのある人間としての基礎を培う等、人権を尊重する態度や感性を育む人権教育の充実を努めます。また幼稚園においては、さまざまな体験を通して子どもに自然や美しいものに感動する柔らかな感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を尊重する心等「生きる力」の核となる豊かな人間性を育む心の教育の充実を図ります。

事業名：半田高齢者教室

事業の目的	目的	高齢者が健康で実りある生活を送られるよう年間に複数回の講座を開き、社会教育・交流の場を作る。		
	目標	講座で得た知識が実践しやすい内容であることを考慮し、高齢者が健康で豊かな生活を送られるように努める。		
事業の成果	状況	・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため活動を中止した。新型コロナウイルス感染症はしばらく続くことが予想されるため、今後のあり方について検討が必要である。		
	成果	成果なし。さらに残念なことだが、八千代地区高齢者教室は解散となった。		
補助対象事業及び財源	(4：その他)	自己評価	C:見直し	総合評価 C:見直し

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (3)人権教育の推進

実施区分： ③学校教育における人権教育

人権教育を進めるにあたっては、人権についての知識を深めていくと同時に、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚（人権感覚）を育てることが重要です。この「人権感覚」を子どもたちに分かりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」であるといえます。そのことを単に理解するだけでなく、態度や行動に現せる人権教育に努めます。

事業名：つるぎ町連合婦人会（社会教育団体助成事業）

事業の目的	目的	成人女性の修養・趣味・社会活動などを目的として結成され、婦人により構成される組織。		
	目標	婦人活動の活性化を目指す。		
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2年度の次の活動を中止した。 連合婦人会 ・4月 役員会 ・5月 総会 ・6月 一般財団法人徳島県婦人団体連合会総会 ・7月 美馬地区決起大会 ・9月 婦人団体連合会交流芸能事業 ・10月 婦人団体研究会 ・11月 つるぎ町社会福祉大会		
	成果	敬老会が中止になったが、町内の高齢者宅を訪問し菓子が入った封筒等を手渡す事業を実施した。		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (3)人権教育の推進

実施区分： ⑤地域社会における人権教育

○人権尊重のまちづくり 人は、それぞれ顔が異なるように望みや考えも違います。その違いが個性であり、その違いをお互いに認めあうことこそ、基本的な人権の尊重だと言えます。一人一人の違いや個性を、家庭、学校や職場、さらには地域社会で尊重することや、差別を『しない、させない、許さない』という不断の努力が、人権尊重のまちづくりに結びつくと考えられます。すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、地域社会において、住民一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、その解決に取り組む実践的な態度を育てるとともに、すべての人の自立と自己実現が図られるよう支援していきます。○多様な学習機会の充実 乳幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルに対応して、人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。また、公民館等の地域の公共施設における人権学習を充実させるとともに、地域住民の交流を促進します。○指導・推進者の育成・充実 人権及び人権問題に関する幅広い見識と、それに基づいた実践力を身に付けた熱意のある指導者の育成を図ります。

事業名：人権啓発教育（教育関連）

事業の目的	目的	平成17年3月に施行された「つるぎ町人権条例」に則り、基本的な人権の確立と人権尊重の理念を理解し、「人権と共生」の時代を切りひらく人権教育・啓発を充実発展させ、すべての住民の人権が互いに尊重され擁護される社会を実現する。		
	目標	人権意識の向上の為、町民への人権研修会への参加の呼びかけ。		
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は各種事業を中止した。 学校教育部会事業 200,000円 ・年1回 持ち回りの町内の小中学校で人権教育研究大会開催費・担当学校の学校教員の研修旅行費		
	成果	事業中止のため成果無し		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進

基本区分： (6)各種スポーツ団体の活動推進

実施区分： ③つるぎ町体育協会

つるぎ町体育協会は、野球、サッカーなどの球技、剣道、空手などの武道、カローリングなど、年齢、種目を問わない、12の部により構成されており、各部において町内大会を自主的に運営しています。 これからも、スポーツを通じて住民が気軽に体育活動ができる基盤を整備し、子ども・大人・お年よりという世代や、障がい等の有無に関わらず、町民全ての、心身の健全な育成を行う生涯スポーツが根付いた地域となるよう、意識の醸成に努めます。

事業名：つるぎ町体育協会活動助成事業

事業の目的	目的	本会は、つるぎ町における体育・スポーツの健全な普及及び発展を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与すると共に体育の振興を図ることを目的とする。（つるぎ町体育協会会則 第3条）		
	目標	町民の健康増進を図り、参加者が一同に楽しめる大会運営を目指す。		
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染症予防対策として、体育協会が主催するイベントは中止となった。また、各団体の活動も自粛または縮小を余儀なくされた。		
	成果	新型コロナウイルス感染症予防対策として活動自粛状態にあり成果はなし。		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 3. 生涯学習の推進 基本区分： (7)スポーツ活動の普及促進 実施区分：

町民のスポーツ活動の多様化により、さまざまなスポーツ事業についても町民のニーズに対応し、常に現行の事業を見直しつつ、その内容を充実していきます。また、町民のスポーツの振興という観点からは、スポーツ活動をしている人々への対応とともに、スポーツ活動をしていない人々に働きかけ、参加につなげていくことも重要です。スポーツ活動への参加を促すスポーツ教室や地域での事業、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくり、親子でスポーツに参加できる事業などを実施するとともに、町民が手軽に楽しめるニュースポーツの普及・振興などを進めます。高齢者や障がいのある人、あるいはその他のいろいろな条件によってスポーツをしていない人も気軽に体を動かすことができ、積極的にスポーツに親しみ社会参加できるよう、町民スポーツの枠を広げていきます。さらに健康・体力づくりに関する相談・指導と町民スポーツへの取組を関連づける事業の実施など、保健福祉部門との連携を強めていきます。

事業名：体育施設の運営・管理

事業の目的	目的	スポーツセンター並びに町内の体育施設の利用が円滑に行えるように、施設の維持管理、利用団体の調整・施設開放を行う。		
	目標	スポーツ少年団・社会体育団体等にスポーツセンター並びに半田小・中学校のグラウンドを開放し、体育振興・生活文化の向上に寄与する。		
事業の成果	状況	施設の維持管理及び運営にかかる経費を負担する。 ・光熱水費 1,100千円（スポーツセンターのみ） ・施設鍵開閉委託料 500千円 ・浄化槽維持管理委託費 422千円 ・消耗品費 50千円		
	成果	コロナ禍にありながら感染予防の対策等を実施して各種活動を行った。 定期利用団体スポーツセンター 半田剣道教室スポーツ少年団、半田JVS（少女バレー）、半田バレーボール愛好会（社会人バレーボール）、坂外獅子舞保存会 半田小、中学校グラウンド、半田スポーツ少年団（少年野球）		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

事業名：徳島駅伝

事業の目的	目的	徳島駅伝美馬郡チームの大会参加と期間中の運営支援		
	目標	来年度の大会に向けて選手の確保およびチーム力向上を目指した。		
事業の成果	状況	本年度は、新型コロナ初する感染症予防対策として中止となった。 徳島駅伝は、毎年1月4-6日に海陽町～徳島市～鳴門市～三好市～徳島市のコースを3日間で走る駅伝競走である。 運営主催は徳島陸上競技協会、徳島県、徳島新聞社。 総走破距離は、「約250km」と確認されている限りでは現在まで行われている（開催が継続中の）駅伝競走で「世界で3番目に長い距離の駅伝」となっている。		
	成果	・令和2年1月3日～1月6日に第65回大会が開催され、全区間出走するフルエントリーを果たした。 ・平成31年：総合13位、令和2年：総合第12位		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

事業名：スポーツ少年団運営補助金・大会補助金

事業の目的	目的	スポーツを通じて、心身の健全な発達を促すとともに、自己責任、克己心やフェアプレイの精神を身につけることを目指す。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりを培う。さらに、様々な要因による子どもたちの精神的なストレスの解消と、多様な価値観を認めあう機会及び青少年の体力・運動能力の低下傾向の解消のため、町内スポーツ少年団の活性化を図るため主催する大会の運営補助を行う。		
	目標	少年団の運営並びに町少年団が主催する大会の運営を補助することで各種目の競技者人口の拡大や、競技力の向上を目指す。		
事業の成果	状況	少年団運営補助金 ・5団体 407千円。 大会運営補助金。 ・木綿麻杯・そうめん祭り野球大会 90千円。 ・貞光ゆうゆうばーく杯少年サッカー大会補助金 90千円。 ・県西部小・中学生剣道大会 0千円（中止）		
	成果	・町内少年団 5団体 団員数97名 指導者17名。 ・5月 第3回木綿麻杯・そうめん祭り少年野球大会実施 ・6月 県西部小・中学生剣道大会 中止 ・12月 貞光ゆうゆうばーく杯少年サッカー大会 実施 以上の団体並びに主催大会の実施を補助し、各競技の振興を図った。		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

事業名：つるぎ町文化スポーツ振興奨励金

事業の目的	目的	つるぎ町の文化及びスポーツにおいて活躍する個人または団体に対して奨励金を交付し活動の促進を図る。		
	目標	町民の文化意識の高揚及び体力づくりの促進を図る。		
事業の成果	状況	・全国規模の大会に出場する個人または団体に対して交付。		
	成果	・個人 レスリング全国大会出場 104千円 ・つるぎ高校陸上部全国体大会出場 1,000円 ・町立小中学校が四国大会等に出場した場合の活動費 0千円（3分の2を助成）		
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価 B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 4. 地域文化の振興と推進 基本区分： (1)地域文化の継承と親交 実施区分：

地域文化の継承・振興、担い手の育成とは、地域固有の文化を現代において再現することであり、これらの作業は地域社会の活性化に直接つながっていきます。さらに、地域住民が主体となって行う一連の活動は、地域活性化のためというプレッシャーの下での義務感によってではなく、一人一人が楽しんで参加していくことが何よりも大切です。地域のため、地域社会の中の義務作業、という特別な意識込みではなく、特技を活かして有志グループで始めた活動が、思わぬ新たなアイデアや創造性を生み出し、結果として地域社会の活性化につながるということも少なくありません。伝統文化が息づく地域社会を背景に大人たちが楽しく暮らす姿勢は、次世代を担う子どもたちに地域の魅力が自然に伝わっていく最も効果的な方法なのです。地域文化のさらなる発展には、単に現状の維持にとどまらず、伝統文化の後世への継承方法も含めて、さまざまな地域への情報発信・情報交換を試みていくことが効果的です。地域固有の文化の価値発見の方法、新たな担い手の創出方法と支援方策、文化のアレンジ、再生と創造等、オリジナリティ溢れる経緯と効果を伝統文化と共に情報発信していくことで、新たな地域間交流を生みだすでしょう。それは同時に、地元地域のやり方が外部評価にさらされ、新たな課題を生むことになるかもしれません。しかし、さまざまな形態による情報交換により、地域のノウハウや新しい情報を得ることにもつながり、より地元地域に適した魅力的なマネジメントを行う力をつけ、地域社会は成長していきます。力強く活気があり安定した地域社会の維持・継承と発展、そこで生き生きと活動する大人の姿は、必ず次世代の子どもたちに通じるものであり、安心して定住できる地域づくりにつながります。伝統文化が息づく地域社会を維持・継承し、美しい中山間地区の総合的な魅力を引きだしていくよう努めます。

事業名：西瓜コンクール

事業の目的	目的	貞光中央公民館西瓜教室で栽培方法を学んだ会員が出品し、知事賞を目指し糖度、食感、外観などを競う。			
	目標	43回続いた歴史あるイベントであったが、中止を決定した。令和3年度は、町村が開催するイベントで唯一、知事賞があるなど徳島県のイベントとしても定着している。			
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染予防のため事業を中止した。栽培した西瓜の即売会は実施した。例年なら、次の内容を実施する予定であった。 西瓜教室生が栽培した西瓜のコンクールが行う。 スイカの即売会も行う。			
	成果	・夏の風物詩として、つるぎ町の欠かせない行事となっており、参加者の生きがいともなっている。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

事業名：半田地区、貞光地区、一宇地区等の公民館の運営管理

事業の目的	目的	公民館は、地域住民の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行う。そして、住民に教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。			
	目標	住民の多様化・高度化する学習ニーズに対応すると共に住民の輪を広げ住みよいふるさとづくりの拠点を目指す。			
事業の成果	状況	例年なら公民館が行う次の各種活動は、新型コロナウイルスの感染要望のため中止または縮小を余儀なくされた。実施の場合は、感染予防ガイドラインに沿った規模の縮小、ソーシャルディスタンスの確保等に注した。 □貞光中央公民館（太田、端山公民館を含む）。 陶芸・料理教室など各種文化教室を開催 。 新春のつどい開催。 □一宇公民館。 □各種団体（老人会等）の会議 □半田公民館。 夏休み子ども宿題友の会。 田舎手打ちそば講座 第12回ふるさと俳句等。 □その他維持管理にかかる経費			
	成果	すべての行事を実施することはできなかったが、屋外での活動や取り決めの見直しをはかることにより小規模ながら実施できたものもある。 これにより、自主活動グループによる各種学習教室の学習ニーズに応えることができた。 また、地域文化の継承や世代を越えた交流活動により、住みよいふるさとづくりの輪を広げることができた。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 4. 地域文化の振興と推進 基本区分： (2)文化財の保護と活用
 の促進 実施区分： ①文化財の保護と活用

文化財保護法第1条は「この法律は、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定し、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置付けています。本町には、国指定天然記念物「赤羽根（あかばね）大師（だいにし）のエノキ」や県指定の有形文化財7件、県指定天然記念物8件、県指定民俗文化財2件、町指定文化財53件、国登録有形文化財12件など、数多くの有形・無形文化財、天然記念物などが残されています。これらの文化財が先人たちのたゆまぬ努力によりはるばる令和の時代まで受け継がれてきたことで、今でも私たちは残された文化財を生きた教材とし、日本古来の伝統的な建築や風習、また地域が歩んできた歴史などを振り返り、学ぶことが可能となっています。これらの豊富な地域資源を活用してまちづくりに生かすため、一つでも多くの文化財を未来へと継承していくための保護管理に努め活用します。

事業名：文化財保護

事業の目的	目的	つるぎ町に所在する文化財の保護およびその活用を図り、町民の文化的向上に資することを目的とする。			
	目標	既存町内文化財の保存と活用を目指す。令和3年度は、国指定天然記念物である「赤羽根大師のエノキ」の緊急樹勢調査を実施する。			
事業の成果	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・町内文化財の定期巡視を強化。（一字赤羽根大師のエノキ、吉良のエドヒガン等を毎月1回以上巡視） ・未指定文化財の調査 			
	成果	東福寺に収蔵している工芸品4点をつるぎ町の文化財として指定した。また、半田北室医院の施設を「北室医院文化財群7件」が国の登録文化財に登録された。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 4. 地域文化の振興と推進 基本区分： (3)芸術文化活動の充
 実 実施区分： ①児童・生徒への芸術鑑賞の機会、創作発表機会の提供

小・中学校、児童・生徒作品展、音楽会などを関係団体と連携して開催し、未就学児、小中学生の芸術鑑賞や創作発表の機会の提供をします。また、国や県からの補助を受けた芸術体験事業等も積極的に取り入れ、本物の芸術に触れる機会を増やしていきます。

事業名：音楽発表会負担金

事業の目的	目的	金管バンド活動により表現と鑑賞を通して、音楽を楽しむ心を育み豊かな心を育てるため、県小学校管楽発表会への参加及び金管バンド運営にかかる費用を助成する。			
	目標	各種発表会に向けて練習することにより、児童の情操の醸成と合わせ仲間との連帯感を築く。			
事業の成果	状況	例年は、県小学校管楽発表会に参加していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。代替事業として、小学校内での発表会を行った。			
	成果	県小学校管楽発表会やつるぎ町音楽会・貞光地区敬老会などで練習の成果を披露し好評を得た。			
補助対象事業及び財源	(1：町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 4. 地域文化の振興と推進

基本区分： (3)芸術文化活動の充実

実施区分： ③創作活動や練習ができる環境づくり

芸術文化活動を行う場として主に利用されている就業改善センターや公民館等を、創作活動や練習にも利用できるよう支援します。また、生涯学習として芸術文化活動を行う人に対しての講座の開催や、指導者紹介等の支援を行います。

事業名：半田公民館「ふるさと俳句」

事業の目的	目的	ふるさとの情景や日常のふとした場面に感じるふるさと等を俳句にしてふるさとや人との繋がり・思いを再認識する機会をつくる。			
	目標	活動を通じて俳句を身近なものに感じられるよう周知し、地域文化の向上と活性化を図る。			
事業の成果	状況	町内の小学生・中学生、一般（町外在住者も可）の方に「ふるさと」にちなんだ俳句を募集 小・中学生には学校を通じて、一般には広報記事や、町内に設置した投句箱で募集 各5部門（小学生は低・中・高学年）から特選・入選句を選出し表彰、副賞（図書券）を授与 特選・入選句は広報に掲載			
	成果	小学生207人 727句。 中学生161人 505句。 一般 20人 121句。 合計 388人 1,353句。 県外から投句してくださる常連の方もいるなど楽しみにしている人が多い。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続

つるぎ町教育振興計画（大綱）での位置づけ

計画区分： 4. 地域文化の振興と推進

基本区分： (3)芸術文化活動の充実

実施区分： ④芸術文化を担う団体の支援

文化協会をはじめとする芸術文化団体は実績発表会を開催し、学校や織本屋、就業改善センターなどで作品展示と芸能発表会を行い、日頃の学習の成果を発表し、本町の芸術文化振興に大きな役割を果たしてきました。また、町民文芸誌を毎年発行し、創刊以来これまでに町民に愛読され、読者の心のよりどころとして貢献しています。情緒豊かで潤いのあるまちづくりのために、さらなる芸術文化団体の活動を強化し、育成するための支援や助成を行います。

事業名：つるぎ町文化協会（社会教育団体助成事業）

事業の目的	目的	文化団体等の連携を通じ、文化活動の振興及び新たな文化の創造を図り生活の向上及び豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。			
	目標	文化振興につながる各種事業を文化協会員と協議のうえ文化の底上げを目指す。また、文化協会の事業の認識を深めるため町民が多く参加できる音楽イベントを行う。			
事業の成果	状況	新型コロナウイルス感染症予防対策として、大勢が集まる文化フェスタが中止となった。町民文芸300部は発行した。			
	成果	活動の制限はあったが、町民文芸での随筆の部では多くの投書があり内容が充実した。			
補助対象事業及び財源	(1:町単独)	自己評価	B:継続	総合評価	B:継続